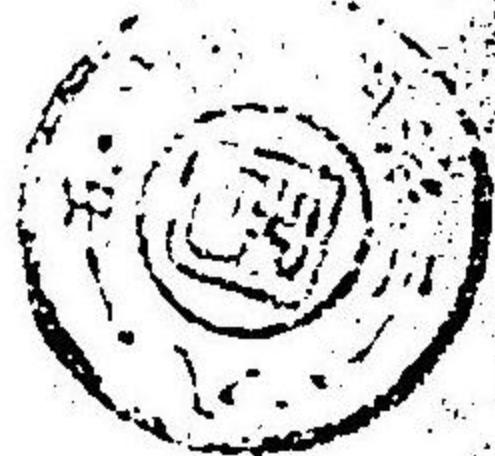


國家宗教關係論

伯林大學教授大博士杉周士著  
東京 藤堂 鼎 譯



## 自序

宗教は古より治め難しと稱す蓋し宗教の物たる靈怪不測にして國家一たび其政を失するときは遂に制御すること能はざるに至る是を以て歐洲の學者競て其道を講じ之を學理に稽へ之を實際に徴し殆ど遺算なからんとす予夙に本邦の情形を察し斯の道の講ぜざる可からざるを知り謏劣自ら揣らず私に内外の諸法を究め古今の實情を審にし亦少しく闡明する所あらんと期す今や新設の法典盡く頒たれ改正の條約將に行はれんとす是に於てか國家と宗教との關係如何の問題漸く世論に上り國家も亦宗教制度の設定今日に已む可からざるを知るに似たり然るに其議する所を見るに多くは法理を誤るに非ずんば則ち宗教を知らざるものゝ如く一として肯綮に中るものなし殊に外國新來の宗教に在て然りとす抑も外國宗教は各其固有の性質を具へ其發達の歴史を

有し本邦の宗教と同視す可からざるものあり故に之に處する  
 と最も難し國家若し之を察せずんば到底完全の立法を望む可  
 らざるのみならず或は百年の大計を誤ることなきを保せず豈畏  
 れて而して戒しめざる可けんや因て私見を披陳するに先だち茲  
 に國家宗教關係論一卷を譯述し之を世に公にす讀者幸に是に由  
 て歐米立憲國に行はるゝ斯道の大體に通ずるを得ば予の本懐と  
 する所なり同時に文明各國宗教法論一卷を出す旁ら之を對照せ  
 ば猶各國現行制度の詳を知らん原書は獨逸碩學彬周士氏の著に  
 して立論正確引證該博凡そ此種の書中其比を見ず是特に本書を  
 撰ぶ所以なり

明治三十一年八月

藤堂融識

# 國家宗教關係論目次

## (一) 緒論

第一部 國家及び宗教關係の狀態に付、歴史上の觀察

第一編 國家及び教會の合一

## (二) 總論

第一章 國教制

(三) 第一節 羅馬帝國

第二節 日耳曼人種の羅馬帝國

(四) 第一項 『カロリングゲル』家時代

(五) 第二項 『カロリングゲル』家滅亡時代より第十一世紀の中央  
 に至る時代

(六) 第三節 第十四世紀より第十六世紀に至る過渡の時

目次

一

二十一

十二

七

五

頁數

代——後世國教主義の端緒……………二十四

○ 第四節 第十六世紀より第十七世紀に至る國教主義

〔七〕 第一項 緒論……………二十九

〔八〕 第二項 新教國に於ける國教制……………三十

〔九〕 第三項 十六世紀より十九世紀に至る舊教諸國に於ける國教……………三十九

〔一〇〕 第四項 宗教自由主義の煥發及び其國教主義に及ぼしたる影響——千八百四十三年に至るまでの國教主義……………五十二

第二章 教國制度及び其一種たる政教對等主義

〔一一〕 第一節 國教制度……………六十六

〔一二〕 第二節 政教對等主義……………八十

第二編 國家と教會の分離

〔一三〕 第一章 政教分離なる格言の意義及び政教分離國の本質……………八十四

〔一四〕 第二章 政教分離制の實行(北米合衆國、白耳義、伊太利、獨逸)……………八十七

第二部 近世の國家、特に獨逸國に於ける國家及び教會關係の規定

第一編 總論

〔一五〕 第一章 國家の至高權、教會其他の教社の地位を規定する國家の權利……………百十七

第二章 國家及び教會關係の状態

〔一六〕 第一節 良心自由の原則及び其結果……………百二十四

第二節 近世國家の目的、并に此目的に關し教會其他の教社に對する國家の地位

〔二七〕 第一項 宗教との關係に於ける國家の目的……………百三十六

〔二八〕 第二項 所謂基督教國……………百四十五

〔二九〕 第三項 國家の宗教に對する獨立并に教會及び教社  
の自治……………百六十二

〔三〇〕 第四項 所謂公の社團法人たる基督教會の地位……………百七十六

〔三一〕 第五項 國家と教會の分離、或教社を公法上の營造物  
又は社團法人として取扱ふと……………二百十九

〔三二〕 第六項 國家の宗教高權に關する有力說……………二百三十九

第二編 國家の教會其他の教社に對する關係規定を論  
ず

第一章 國家の舊教々會に對する關係

〔三三〕 第一節 總論……………二百五十一

〔三四〕 第二節 國家立法と宗教條約——宗教條約の法律上

の性質……………二百五十二

第三節 國家と舊教々會との關係の詳細なる規定

〔三五〕 第一項 總論……………二百七十九

〔三六〕 第二項 國家教會間に於ける個々關涉の諸點……………二百八十一

〔三七〕 第三項 國家監督權の行使及び其實行の手段——教

會の權利保護……………四百二十四

第二章 國家と新教々會との關係

〔三八〕 第一節 立憲國君主の治教權と新教々會の自主權と  
の關係……………四百八十九

〔三九〕 第二節 新教々會に對する國家の監督……………五百八

〔三〇〕 第三節 新教々會に對する國家監督の行使及び執  
行……………五百六十

第二章 國家と新舊兩教以外の教社との關係

〔三一〕 第一節 總論——法人權の附與……………五百六十六

〔三二〕 第二節 公法人としての宗教組合……………五百七十八

〔三三〕 第三節 各教社と特權を有する基督教會との平等……………五百九十五

追加……………六百六

# 國家宗教關係論目次 大尾

## 國家宗教關係論

### 緒論

〔一〕 國家及び宗教の關係に付現今の情態<sup>狀</sup>を論せんと欲せば先づ國家が基督教會と分離したる事及び各國に於て基督教が此の分離と相關連して發達したる實跡を論ぜざる可からず然るに古代國家に於ける教會の地位を研究するは本論に必要なきを以て唯基督教會の成立以來歷史上顯著の事跡にして尙一般に實行し得べきものを論述せんとす

然れども現今各國に於ては諸種の宗教團體ありて各特別の組織を有し復た昔時の一基督教會の存立せしが如くならず而して又國家は本心自由及異教認容の原則に基き基督以外の宗教に對

しても其發達行動を許容せざる可からざることに注意せむことを要す何となれば國家の各宗門に對する關係は此原則の承認如何に因て皆其形狀を異にす可きものなれば其の規定少くとも或る場合に於ては同一なること能はざればなり

。今國家の宗門に對する關係の形狀を示せば左の如し

一、國家及教會合一の主義を採るもの

二、政教分離の原則に従ひ國家の教會教社に對する關係は毫も

其國內に存在する社團に對するものと異なることなきもの

三、國家は教會を公法上の營造物と見做し特別權利を留保して之に自主權を許與し而して國家事件と教會事件とを區劃して宗教の勢力をして政治の範域を侵さしめざるもの

今第一の主義は之を完全に實行せんと欲すれば國家は唯一の宗教に限り之を許容せざる可からざるに至るべし之に反し第二

及第三の主義に於ては各種宗教の併立を見るは勿論なりと雖も亦唯一宗教の存在も主義上抵觸あることなし

以上三個の主義は總て史上の實跡に徴見し得べきものにして第一は太古の主義に屬し専ら中古の終に至る迄國教主義或は宗教政治主義として行はれたり而して第二及び第三は近世の主義に屬し中古の終に當り始て顯れたるものにして或は前述の意義に於ける政教分離の主義は何れの宗門となく平等に之を實行し或は殊に大宗教たる基督教會に對してのみ第三の主義を採り其餘の教社に對しては則ち第二の主義を採れるものあり

是より前記三個の主義を史上の實跡に徴して順次に論述せんとす就中第三の主義は重に現今獨逸國に行はるゝものにして現時の國家に最も適切なる制度と云ふべし是故に特に第二卷に於て獨逸各國現行の宗教法を参照して詳論すべし

蓋し三個の主義は其意義混淆す可からざるものなりと雖も或は彼の長所を取り此の短所を補ひ以て幾多の方法を設くるものあり即歴史上殊に獨逸國に於ては初めは國家及び基督教會の地位を此方法に依り變更して第一主義の形骸を成立せり而して近時に在ても理論上并に政策上仍ほ此混同的性質を帯びたる關係の實行を要望せり

右の方法及其理論は前記三個の主義を説明するに際し之を述べし

## 第一部 國家及び宗教關係の狀態に付歴史上の觀察

### 第一編 國家及び教會の合一

(三) 總論 國家及び教會の合一とは第一唯一の宗教は全國民を網羅し第二而して其國民を以て成立せる宗教上の團體は國家と別異せる教會なるものを組織すと雖も唯一の意思ありて此國家及教會の兩者を統治するの制度を謂ふ

此の一躰の意思即ち國家及教會を統治するの權勢が國家に歸すると將又宗教に歸するとの別に從ひ國家及教會合一の制は分れて國教主義となり教國主義となるものとす即此權勢を行ふに主として國家的觀念を以てするときは國教主義となり宗教的觀念を以てするときは教國主義となるものとす蓋し此國教主義と教國主義とは素より正反對の位置に立つものなりと雖も而も其



基礎とする處同一なるを以て其結果を同ふするもの鮮からず今其重要なるものを示せば左の如し

兩主義共に同一制度に出るものなれば各其基礎を維持せんには宗教的信仰の統一を計るに務めざるべからず故に信教の自由を許さず從て他宗門の信徒には國家及教會上の權利能力を認めざるのみならず教旨違犯は之を犯罪として處罰するものとす

國家又は教會の一方の爲め發布したる法規は當然双方に對して効力あり言を換へて之を謂へば國家の法律は教會に對しても亦法律として効力を有し教會の法律も亦之と等しく國家に對して法律たり當權者は國家機關の働くべき範圍と教會機關の働くべき範圍とを其見込に從て區劃し而して其他方の權限に屬する行爲に付ては監督及取消の權を行ふものとす即或は國家が教會機關の上に監督權を行ひ或は教會が國家機關の上に同權を行

ふものとす

## 第一章 國教制

### 第一節 羅馬帝國

〔三〕國家及基督教會の關係初て發生したるものは則ち國教の制なり故に國家及宗教關係の規定を論ぜんと欲せば此主義を第一と爲ざる可からず

第一世紀の頃基督教會は羅馬國と相敵對して存立したり是を以て基督教會は羅馬國に對し恰も別世界の如く宗教的生活を政治的生活より別異して一の宗教社會を組織したり然れども其終に國教となりしことは偶然に非ず『コンスタンチン帝の時初めて之が法律上の認許を與へ夫よりして間もなく專制力を得るに至りたればなり蓋し當時の國情たる國民の宗教は國家の利益のみ

を慮りて之を取扱はんとする古來の政策と又『カノン』法は即公法の一部なりと云ふ古來の法律觀念とは此帝王時代に至る迄尙繼續したるを以て教會が法律の認許を得て公法上の事物となるに至りては教會は其從來發達したる機關を以て國家と合體し終に國家組織の一部を作成することゝなれり而して皇帝は國家に於て最高の地位に立ち公法上最高の權力を有する者なるを以て教會も亦宗教上其最高の權力者たることを認了せざるを得ず即教會に對する立法權を首め教旨及び教會法の發達は總て帝王の掌中に歸せり尤も教會は教務總會なる最高の代議機關を有し之に依て係争の教義を確定し又新なる教會法律を創設することを得たりと雖も此代議機關は皇帝の召集を要し其議決したる教義は皇帝の裁可を俟て初めて効力を生じ又議決したる教會法律は召集に當て皇帝より必要なりとして立法を委任せられたるものに

限り効力あり然れども此等の事務に參與せしむることは法律上必要なるに非ず皇帝は此參與を俟たずして教義法律及び教會法律を公布するの權力を有したり故に教會の意思は即皇帝の意思なり夫の紀元三百五十五年『マイランド』の集會に於て皇帝の欲する所は『カノン』法として遵守せざる可からずと云へる『コンスタンチン』帝の言の若きは羅馬國教主義の真相を表するものと謂ふ可し。

然れども羅馬皇帝は又一方に於ては國家事件を處するに付教會的觀念に従ひ立法及び行政を爲したり即教會及び教師に附與すべき國家の特權は唯其正なる宗教に限り之を許し『コンスタンチン』帝繼嗣の代に至りては法律を設けて大に蠻教徒を束縛し遂に第四世紀の終には全く之を禁止したり又四百二十五年『ワレンチアン』第三世は蠻教徒のみならず異信者に對しても亦信仰強制

を施し總て正教を奉せざる者は追放を以て罰したり又『ワレンチアン』第三世は有名なる四百四十五年の法律に依り羅馬教監に教務首長の位置を與へ殊に西歐に於ける立法權及最高の裁判權を付與したり而して『ユスチニアン』帝は猶一步を進めて教務總會の法令は皇帝の法律と同等にして同効なりと宣言するに至れり

行政の範圍に關しては教監は國家の行政事件に干與するの權を有したり例へば貧民及び下等社會に保護を與へ或は監獄を巡視し犯罪の豫審を督促し又は都市の吏員選舉に干與し其他司法裁判に參列するの權利を有したり之に反して皇帝及國家官廳も亦都會の行政に就て干渉したり即皇帝は都市の長官に命じて教會法律の施行を監視し其違犯事件を奏上せしめ教會の會計は之を國家の検査に附し教監の任補は皇帝之れが認可權を行ひしのみならず隨意に其信任する人物を以て之に充つることありたり

又皇帝は重大なる事件に關しては教務總會に使者を遣はして教會懲戒權の行使を監視せしめ加之ならず其發意に因ると被告たる教監の哀願に因るとを問はず自ら教務會を召集し教會判決の已に終決したると否とに拘らず更に懲戒裁判を行はしめたり

皇帝の職權此の如く強大にして遂に教會を以て羅馬國中最高最強の社團となし國家的關係及政治的發達に關涉せしめたり然れども亦一方に於ては國家的事件と世界的事件とを全く混同せしむるに至り而して教會は實に國家の奴隸と爲りて其光彩ある地位を贏ち得たりしなり

夫れ然り羅馬國に於ける國教の制は百事多くの年所を経て始めて確定し就中『ユスチニアン』帝の下に於て完了したりと雖も此の如き確然たる形體は唯東羅馬國に於て之を成したるなり而して國教の制は後に至りて益發達する所ありしも其法律上の基礎は

舊時の關係と毫も異なることなく『ユンスタンチン』帝及び其後嗣は猶『ユスチニアン』帝及其他の東羅馬帝國の如く教會に對し法律上無限の支配權を要望したれども實際に於ては皇帝の權勢復た昔日の如くならず其故は舊教々會に於て業に已に帝權の獨立なる行使に對し大に反抗せんと力め之れが爲め終に事實上の制裁なきに至りたればなり

第二節 日耳曼人種の羅馬帝國

〔四〕第一項 『カロリッゲル』家時代

國教の制は『フランケン』國及其之に依りて建國せられたる西方の帝國に於て再び實行せられたり

『フランケン』國に於ける國教制は其由來久しと雖も殊に『カル』大王の時發達し一種特別の性質を有したり該國に於ける加特力教

會は其初て羅馬國に於て國家と合躰したる時よりも遙に強大なる組織を以て存立したり西羅馬帝國滅亡し新『セルマン』國建設以來教會殊に羅馬國教監は非常の地位を占め各國の上に跨る勢力を得羅馬教主は即第八世紀に至り羅馬國の政權を掌握し以て特別なる所領の基礎を建てんと欲したり又羅馬教監の地位は西歐に於て實に争ふべからざるものとなり教主は基督教中第一等の教監として崇敬せられたり是に於てか教主は羅馬教會の教旨の統一を計るべき必要を一般に承諾するに至れり教會も亦自ら其強固なる機關を以て國家と合し特に東國に於ける教務總會及び教主の命令に基て附與せられたる權利を保有したり而して教主は各國に在て少くとも已に教務首長たる一定の特權を有し最高の立法權最上の裁判權重要なる行政事件の裁決并に副牧師又は代理者任補の權を行ひたり然るに此特權の行使は『セルマン』帝國

の建設に依りて再び制限せられたりしも猶羅馬教監は已に加特力教會の中心點となり羅馬政府よりも之れを是認せられ又羅馬より發したる諸法規は凡て他國に於ける教會制度の模範となりたり

「カロリッゲル」家が初めて「フレッケン」國に於て最高の權力を掌握するや「メロウッゲル」家時代の憲法の如く教會事件に關しても亦最高の立法權は帝王に屬するものなりとの原則を固執したり而して「カロリッゲル」家は教會の改革を企圖し之を遂行せんと欲し「フランケン」國教師の舊慣を排し教會事件は教務會の自由議決に放任することなく教師及び貴族を集めて國家立法の方法に依りて之を處理せしめんと計りたり然れども此の改革の目的は遂に進て「フランケン」國の教會は羅馬より定めたる原則に従て形成し又之に由て兩國の教會を密接の關係に立たしめんとするに至

れり而して「フランケン」國教會の改革は此方針を以て遂行し得べき限りは國家的權力を以て實行したり然れども此改革の内部の指揮者は「ホニフ、チウス」にして羅馬の指揮を仰ぐものなりしが故に國家的立法も其實質に於ては宗教的利害の左右する所なりしなり

「カル」大王は其先帝「ビビン」と立脚の點を同ふしたりと雖も尙之に過ぎたるものあり即「カル」大王は教會の發達及び教會行政の監督を以て自ら任し已に其即位前に在て教會事件の最高指揮者たり而して「フランケン」國王の加特力教會に對する此の位置は其帝位に登りたる後と雖も内實に於ては少しも變ずる所なかりしなり蓋し國家の主權者が教會に對して最高の權力を掌握することには是れ國教制の性質にして其權力は業に已に成立せる所なり「カル」大王七百九十六年羅馬教主「レオ」三世に與ふる書に曰く内は加

特力教會を保護して其教旨の普及を期し外は干戈を以て蠻教の侵入及び無信教者の蔓延を防禦し以て大に基督教を隆盛ならしめんことは我任なりと大王の此言は即新帝國に行はれたる基督教的世界統一君主國なる理想を生出したリ言を換へて之を謂へば基督教會は帝に全世界を包括すべきものたるのみならず苟も基督教に加擔するものは盡く之を結合し基督教國を建て皇帝を以て之れが元首たらしめざる可らずとの觀念是なり又皇帝は從來の境域を超えて基督教を弘布し教會の設置を擴張し新に得たる版圖は之を基督教帝國に化せしむべき權利義務を有するに至れり然れども『カル』大王は此基督教帝國に君臨しても尙前きの單に日耳曼王たりしときの如く徒に國家事件の最高指揮者たるのみならず亦教會事件の最高指揮者たりしなり固より其帝位に登り教運の進歩を以て其義務となせしより一層強固なる基礎を得

しことは論を待たざる所なり皇帝の權勢此の如く強大なるに反し羅馬教主は世界宗教の第一位教監たるに過ぎざること、なれり素より教主は尙一定の特權を有し教師に關する事并に信仰及びカノン法の維持を監視するの職務を有したりと雖も而も皇帝の意に關せず獨立して教會を指揮するの權あることなし

『カロリッゲル』家の國に於ては國家事件と宗教事件の混同すること羅馬國に於けるよりも甚し

『カル』大王は教會事件に關する最高の立法權は其王たり若くは帝たるの權力に依りて單獨に之を行ひ或は國會の協賛を以て之を行ひたり(勿論これとても諮詢に過ぎずして決議などを要せしに非ず)該國會は後年に至り初めて教師と俗人を區別したり又教義の爭論に關しては『カル』大王は自ら從來の教旨を基本として諸種の意見を審理し羅馬教主の意見を問ふことなく又教務總會に諮

詢することなく之を裁決したり今一例を擧ぐれば偶像禮拜問題に關する『ニケア』の集會(七百八十七年)に對する七百九十四年の『フランクフルト』集合及『カル』大王の處置の如し

大王は又法律を以て宗教の規定に侵入したるもの數からず雖も殊に舊カノン法を再興し且之を實行せしが如き其甚しきものとす又羅馬國に於て行はれたるが如く信仰一致の強制を行ひたり即『サクセン』人の洗禮を免れんとしたる者に對し死刑を以て之を威し且諸侯は蠻教及蠻教的異信者を撲滅すべきの義務を負擔したり

國王の立法權より生じたる教會法と雖も『フランケン』國の國法に従へば直に通常裁判所に於て遵守すべきの効力を有するものに非ざること彼の羅馬に於て普通法律と同等の効力ありとするものに同じからずと雖も國王は其命令權殊に追放に依て國家的

強制力を附與し或は特別の法律を以て普通法と爲すに因り實際に於ては教會法も普通法と同一の結果を收めたるなり此の如く國家より其實行を期せんが爲め設けたる法則は常に國家及び教會の接觸する事件に止らず純然たる教會事件に就ても亦之を行ひたり即教監及教師にして曖昧なる婦女を家事用として同居せめたるものは之に追放の刑を科したるが如き是なり

教會の行政に關しては『カル』大王教監の任命は王の權利なりとし或は精舎其他の搜索を爲さしめ教師養成の爲め學校を建て又は精進の取締を設け以て之に干涉したり又或る場合に於ては官吏又は諸侯をして教會の行政に助力せしめたり又一方に於ては教監をして高官と共に國王又は帝國の代表として各州に派遣し國家的事務に服せしめたることあり

上に擧示せるが如く『フランケン』國に於ては其國情に従ひ諸般

の改良は免れざる所なれば之に關する差異は舍て論ぜず、カロリ  
ンゲル』帝國國教の舊羅馬帝國々教に異なる所は教務と國務との混  
淆が法律上異りたる性質を證したりと謂ふに非ず兩國共に國家  
及教會の統治者は皇帝なるも、フランケン』國に於ては事實統治の  
方法を異にしたるに在りとす抑も羅馬國々教の時代は教會徒が  
初て個々の教義を設け且之を確定せんと欲し黨派の喧争已まざ  
るの時なれば羅馬皇帝は之に對し其意見を以て眞の教義を定め  
若くは定めんと試むべき好機會に當れり之に反して『カロリンゲ  
ル』家時代に在ては皇帝が此の如く爲すべき原由あらざるなり其  
他『カル』大王は教會の發したる法規にして國運の進歩に益するも  
のは之れが實行に盡力し同様に教會の利益を進めたり之に反し  
て羅馬帝は或は國家的觀察よりし或は便宜的計畫よりして屢之  
を壓抑し而して教會を特り其私慾の目的を達するの具に供せん

と欲したる耳、實に『カル』大王の國教主義は宗教及教會に對し利益  
を與へたる所多しと雖も羅馬の國教主義は反て之を傷害したり  
と云ふべし殊に羅馬帝國の末期に於て然りとす

## 第二項 『カロリンゲル』家滅亡時代より

## 第十一世紀の央に至る時代

〔五〕國家は其力を以て教運を進歩せしめ又之を保護せざる可ら  
ずとは『カロリンゲル』家帝國の觀念にして其國滅亡の後尙中古時  
代を通して旺に行はれたりと雖も已に第九世紀の後半期に於て  
國家及教會間の重點は教會及び教主の方に傾き教主は帝國の滅  
亡に因り基督教統一帝國の觀念を代表せしを以て嘗て皇帝が執  
て以て優勢を占めたる各種の權利即教會事件に關する最高の立  
法權並に帝國教務會を召集し且其決議を裁可する等の特權は皆



之を皇帝より剝奪するに至れり此の如き國家教會關係の情態は實に將來の宗教政治主義の端緒を啓きたるものとす素より宗教政治と國教とは其主義を等ふするものなればなり然れども右宗教政治は未だ確乎不拔の地を得たるに非ざるは勿論「オートー」第一世の創始したる帝國は更に第十世期間に於て教會に卓越せる地位を得て之を第十一世紀の央に至る迄持續したり要するに國家及教會間當時の關係は曾て初代「カロリッゲル」家の創始し「カル」大王の完成したる國教主義に止まり或點に於ては此時代の皇帝は「カル」大王よりも大に過ぎたる權勢を行使したり即「カル」大王は「オートー」第一世及び「ハインリッヒ」三世の如く恣に教主を廢立したることなし然りと雖ども又一方に於ては獨逸帝王は已に「カル」大王の時より掌握したる教監任命權は今猶昔の如しと雖も(如斯權利の行使は實に國教主義即國家元首の意思は亦教會に對する法

規なりと云ふ意義を確的に表示する所なれども最高の立法權を行使し或は獨り教務會を召集し其決議の裁可を行ふが如きは復た皇帝の専らにする所に非ず是等は教師の權力特に教主の協賛を要し之れと同時に教務會と國會との區別を爲すに至りたり然りと雖も皇帝は尙實際上常に教會を統治したり其故は伊太利特に羅馬當時の情況たる教主は獨立を維持すること能はず皇帝の權力に倚賴して之れが保護を享くことを要すればなり是を以て皇帝は教會に代て眞成なる利益を謀り教主及教監の任命を行ふに人材を擧げ之れと相結托して教會に代て其眞成なる利益を謀り改良を遂行したり是れ蓋し國教主義の變態にして教會改革の爲め最好方法なりと雖も而も亦轉じて宗教政治主義を發揮せしむべき地を準備したり即今迄行はれたる關係の法律的基础は半は已に破壊せられ教主及教監の權勢は帝政に助けられて精神

上實形上大に隆盛に赴き教主の中央的勢力は日に益増加して高級の教會は全く革命的思想を以て充たされ此の思想の發達は遂に帝勢に反抗し以て自家の強盛を成すに至れり是に於て乎皇帝の國教、教主及び教會は各自ら必要なる武器を以て戰鬪を準備し皇帝は遂に之を制壓すること能はず教主は復た皇帝の權力に倚頼せず而して皇帝は終に昔時の權勢威望を失墜するの已むを得ざるに至れり

第三節 第十四世紀より第十六世紀に至る

過渡の時代

後世國教主義の端緒

〔六〕第十一世紀の央に當て宗教政治實行の爲、教主及教會の紛争を發生したり之れに就ては茲に詳論せずと雖も教主は是に由て

教會をして國教主義の束縛を脱せしむることを得たり而して教主の中央的立法權は此間に於て大に發揮し教會事件の範圍は國家事件の範圍内に益其歩武を進め教會裁判の權限大に擴張して法律事件の大半は教會裁判所に提出すべきものとなりて教會は遂に廣大なる國家的形骸を具へ而して之れが指揮者たる羅馬教主は各國の君主及其政府に對し高等監督權を行ふに至れり此に於てか有力なる國家は教主の權勢未だ其頂上に達せざる時に當りて大に之に反抗せんと欲したり例へば英國「ハインリヒ」第二世の如きは有名なる千百六十四年の「クレイランド」の憲法に於て國君が従前國教主義の行はれたる時代に於て行使することを得たる多くの權利を掌握せんと力めたるも積習の致す所終に之を挽回すること能はず而して教主の地位は復た「オートー」及び「ハインリヒ」第三世の時の如く之を屈辱し得べきに非らず然るに當時に在

ても尙世界を統一するは政教一致を旨とし但だ國家の權力は教會に對し不羈ならざる可からずとの中古時代の觀念は理論上、尙人の固執したる所なるを以て教會をば只教事のみに制限し皇帝其他の國家的權力に對する羅馬教主の要求は之を斥けんと爲したり即其率先者にして且強力なりしは佛國王黨にして其主張する所は唯教會權力の國家的範圍を侵すものを排除せんとするに在り即教會の範圍を越えて擴張したる過大の裁判權を止め又教主が使者を派遣し教監が國王の認許なくして國外に旅行するを禁じ並に教主の布令を監督し以て其國內の教師に直接の干渉を爲すことを防遏せんと計りたり然るに教會が自由に行動し得べき範圍は詳密に區劃することなく却て純然たる教務に關し教主は佛國に採用したるカノン法に拘束せられざる可からずとの原則を設け以て教主の權力を教務の範圍にまでも制限せんとした

り總て此等の規則は教會の越權を防ぎ又其教會は國家に超越したる權ありとの理由を以て爲す所の要求を拒まん爲め出したるものなれば國家の爲には先防禦の手段たりしなり然れども此の規則は只教會問題を處理するに在て素より主義の如何を顧みず一々主權者の利益を圖り教會の行動は其監督の下に於て之を妨害せんと欲したる點より觀れば亦一種の國教なる性質を帯びたるものと謂ふ可し其れ然り國家は自今教會に對し唯終局判定を與ふべき高等審級たらんと試たるに過ぎずして復た中古に於けるが如く教會事件の全部を規定し殊に最高獨立の立法權を掌握せんとしたるにあらざるや知るべきなり

第十四世紀に於て『マルジリウス、ファン、ブツア』と云へる大膽なる先見者ありて陳腐の國權統一説を持し其著書『デフェンゾールバチス』に於て國家は教會の勢力を全く撲滅す可しと論じたるも當

時其説は行はるゝに至らざりしなり

然るに各國君主の權勢勃興し殊に教義の分裂起りたると又教會の大に世俗に傾きたる結果として羅馬教主の權勢淪没するに至るや到る處佛王『フカリッブ』第四世の轍を踐み益教師の權力を制限すべき法規を設け加之一般に渴望したる宗教革命の非運に遭遇するや各國君主は宗教保護權を藉て教會の壞亂を救濟するの職ありとし第十五世紀に於ては遂に純然たる教會内部の事件までも變革を行ふに至りたり佛國に於ては教會及び一般の教務總會に對する教主の地位に關する『バーゼル』教務會の議決をも國家的立法として千四百八十三年の法律を以て之を施行し且此決議に變更を加へたり而して千四百七十五年に於ては總て羅馬より頒布したる法令は國家の認許を要するものとし以て國王の不利となることなきや又佛國教會の特權及び自由を害せざるやを審

査したり此の如き認可法は當時獨逸國に於て行はれたるものなきに非ずと雖も國君は教職の任免に就き教主が國君に附與したる權限を越えて之を行ひ或は精舎の搜查及び改革の法を設け其他に非行不良の教師を處分し又數教區を精舎に合併することまで之を爲せり

第四節 第十六世紀より第十七世紀に至る

### 國教主義

#### 第一項 緒論

〔七〕羅馬教主專權主義の反動并に到處熱望の宗教改革を厭忌する教主の震怒とは同時に國君の權力を長せしめ第十五世紀の間に在ては遂に新なる國教主義を啓導するに至れり而して此主義を發達せしめたるものは獨逸國內教義の分裂と又中古に於ける

國家及び教會は雙方に於て定めたる秩序の一體なりとの觀念の打破と并に國家の本體及び國君の權力に關する新理論の力なり  
 今や宗教改革に加名したる諸國は彼の中古時代の觀念を全く打破したるに因り更に新に國家及び教會の關係を規定すべき必要を生じ且つ此新规定は新教の教會憲法と共に之を定めざるを得ざるを以て新教諸國は再び新國教主義を採用するに至れり然れども此新國教主義は固より一種特別の性質を有するものにして其發達は亦舊教諸國に於ける教會制度に影響を及ぼしたるもの尠なからざるを以て先づ新教國に於ける状態を論じ然る後舊教國に及ぶを相當なりとす

第二項 新教國に於ける國教制

〔八〕教會は國家の爲め罪障消滅の天職を盡すべきものにして國

家より尊貴なるものなりと云へる羅馬教主專權主義の教理に反して獨逸の宗教改革は君主及び國家の權利は亦天帝より賦與せられたるものなりと宣言し以て國家的權力と教會的權力とを分離せんと計りたり然れども此議論は改革黨と雖も新教教會の憲法創定上必要に非ずと爲したりしが爲に終に其實行を見るに至らざりしなり蓋し當時改革黨は舊來の教會を改良せんと欲し新に特別なる教會を創設せんとの考案に非ず又舊教の教監ビショップは之を新教に歸服せしめ新教に従て改正したる教監の職務を行はしめんと希望なりしを以て教會の爲め憲法を創設することは遂に成立せず他面には又從來行はれたる舊教の教會法度を廢棄するに付ては業に已に必要に逼られて教會の外部を指揮命令するの權力を實行したり之に加ふるに千五百二十六年「スバイエル」に於ける國會の議決に依り新教認容の權を以て全く各國君主の掌中

に歸せしめ遂に千五百二十九年の國會に於て宗教事件に關し舊規を廢し新法を設くることは暫時にして復活せしむ可きもの、外之を禁ずる旨の議決を爲したるに因り宗教改革の存續は一に獨逸國君の意思如何に關することゝなれり是を以て國君は已むを得ず改革黨の協賛に依り其治教權を以て教會事件を整秩するに至りしも畢竟一時の彌縫に過ぎずして夫の教會の獨立と革命の主義とに基く新憲法は之を建るに至らず唯一時の救濟法を以て百年の計を爲さんとしたり蓋し國君に教會統治の權を屬する所以のものは其の從來加特力教會に對して行使したる保護權、持權並に教會員の首位たる資格に基きたるものにして同時に又一種の觀念を生じたるに依る即ち十戒中に於て一は天帝と人類の關係に付き又一は人類相互の關係に就て教訓したる二戒あり此の二戒を守護して天帝を正實に崇敬せしめ且臣民の靈魂を清

淨にするは是れ天帝より設置せられたる基督教君主の義務なりと云ふに在りて此の觀念は後來益盛に行はれ第十六世紀の二十年以來諸般の教會制度上屢表示せられ遂に「アウグスブルヒ」宗教平和條約以來之を以て國法上の原則となすに至れり其の故は該條約に於て定めたる「アウグスブルヒ」教派に對する舊教教監の裁判權の停止は他なし之を新教國君主に委ねたるものと解釋したるを以てなり

今や國內の新教教會の上に行はるゝ權力は國家高權を組成する他の公法上の權能中に加はるに至れり而して當時に在ては教會監督權と教會統治權との區別を立てざりしが故に國君若くは國家の權力は亦教會の上に跨り由て以て新教諸國に新國教主義を發達せしむる基となれり此の新國教主義の特質は教會事件特に百般の教會組織の統治は國君が國君たる職務として之を行ふ

べきものと爲すに在りて羅馬の國教主義と異なる所は羅馬皇帝の權利は公法上の處分權より流出したるものにして皇帝は自ら其組織を定めざる法人に對して其高權を行ひたるに在り又之に次で行はれたる『カロリッゲル』家及び獨逸帝國の國教主義と異なる點は此等の國に於ける皇帝の權能は基督教的<sup>キリスト教的</sup>世界統一君主國の統御者たる皇帝の地位と獨立の憲法を以て存立する加特力教會を保護隆興せしむべき義務とに基きて存したるに在り、

新教國の新國教主義に於ては教會の特別なる組織を廢棄したるに非ず唯之が統治の爲に特別なる官衙<sup>コンシストリオン</sup>教務局<sup>スプレインツンゼン</sup>を設け視<sup>スプレインツンゼン</sup>教<sup>スプレインツンゼン</sup>を置き之が監督の任に當らしめたり然れども此等は固より國君の官衙及び官吏にして其權能は總て教會に對する國君の權利の餘流なるを以て國君自ら干渉せんと欲するときは何時<sup>スプレインツンゼン</sup>にても其行政官を引きて顧問となしたり殊に國君は從前の如く教會の立

法權を行使したるも初は國會の協賛を要せしに依り第十六世紀中に於ける數多の教會法規は皆此協賛を以て發布したり然るに後年に至りて教會の統治は原と教監の權内に在りしが故に今日に於ては専ら國君の掌中に歸せざるべからずとの理由に依り此の制限を廢止したり又新教教會の憲法に關し必要なる教會的刑罰權及懲治權は未だ發達するに至らず總て此の關係に付き國君の官衙より行使する權力は國家的刑事裁判權の性質を帯び教會的犯罪に對しては純然たる國家的刑罰を用ひたり其他國君の教會統治に對しては法律上教師教職信徒等何人よりも制限を加へられたることなし固より國君が教會を統治するは教會の利益の爲にするものなるを以て例へば教義禮拜に關する重要な裁斷は此等の協賛に依るに非ざれば之を下すことを得ずとの原則を定めたるも此等のものは別に其意思を表示すべき機關を有せざ

りしを以て其の沈黙は即ち協賛なりと見做さざるを得ざりしなり但し教師教務會の設ある諸國殊に『ボンメルン』國に於ては少くとも教師の參與を許さざる可からざる要求を爲せしも國君及び國會の反對に依りて終に結果を得るに至らず然れども亦教師は其教師たるを以ての故に非ず教職の一員として斷えず教會事件に關し其の意見を行ひたることあり是れ其教務官衙の役員として教會行政の議に與りたればなり最後に教職は其の曉通したる聖學上の智識を以て國君に一定の制限を與へたり即ち國君は教會事件の行政を爲すに當りて法律上に於ては兎も角も福音教會の原則に照して可とし否とせられたるものに反して直接に其私見を行ふことは徳義上之を許さずと

此の如く一方に於て國君が教會に於て最高の地位に立ち其意見に任せて支配したるも他方に於ては國家の制度を形成し且つ指導するに新教々會の觀念を以てしたり即ち少くとも先づ嘗て舊教時代に於ける如く新教國は新教の信仰統一を嚴守し假令ひ昔時の如く嚴厲なる方法に由らざるも猶他教に對し強制を行ひ其他國家事件を處するに當り宗旨の關係ある場合には即ち新教を以て之が規矩となし特に婚姻法の如きは全く舊教國と反し新教々會の觀念に従ひ新教的に之を規定したり是れ實に今世紀の始に至る迄行はれたる状態の重要なものなり十七世紀以來は新教々會の憲法を學理的に規定し特に國君の教會統治權を其性質及び本體に付説明せんと試み其制三あり第一は『エピスコパール』制にして此制は教會の重點を教職に歸し之に實質的權力を掌握せしめ而して國君には只外部的權力即ち教職の決定したる規程に形式的裁可を付するの權利のみに制限せんとするものなり其の第二は『テリトリアル』制にして此れは教會の權力を昇して



國權の中に加へ國君は教會事件に關しては只外部の安寧平和を維持すべき義務あり而も亦世間の事物と同じからざる教會固有の法度を定むるの權なし且つ信教統一は他教認容の爲め之を廢止せんとするものなり其の第三は『コレギアール』制にして此は教會監督權と教會權力とを區別し教會權力は不羈にして且つ自治の權ある社團たる教會に屬し唯其の暗黙の委任に依り國君をして之を行はしめんとするものなり然れども是れ只學理たるに止まり一たびも其の完全なる實行を見ず又前述の如き法律上の狀態を變ずること能はざりしなり抑も或る時代或る諸國に於て教職の國君に勢力を及ぼしたること少なからざるも未だ曾て法律上の實力を歸したるとなく又『コレギアール』制の主義とする所の教會の自治も興らず而して『テリトリアール』制も亦充分に其實行を見るに至らざりしなり然れども新教々會と國家との關係の狀

態は當初より『テリトリアール』制に類似したるものあり是れ十八世紀に於て『テリトリアール』制學理中特に國君は教會の上に權力を有するものなりとの所説時論に投合したるが爲めなり其の故は該時の絶對的警察國は國君の權力を以て無制限なるものとなしたればなり加之教團なるものは始より教會事件に關し一切參政の途を杜絶せられ而して教師は教義の争訟に參與すと雖も畢竟亦國君所屬の教務局の行政事務なりと心得原來教會は風儀維持の爲め設けられたる警察官衙に非ずして之と異なる他の行動を爲す可き一種特別の機關なることを忘却したるに因るなり

第三項 十六世紀より十九世紀に至る舊教諸國  
に於ける國教

〔五〕十六世紀の始宗教分裂し新教の存亡盛衰一に國君の取捨如

何に關したるを以て舊教々會も亦之と等しく獨り舊教を捨てざる國君に倚頼して其舊位地を保全し且つ其の援助を得て以て新教の侵入を防禦せざるを得ざるに至れり此の如き状態は舊教々會に對し國君及び國家の權勢を擴張する爲め最好機會たらざるを得ず蓋し舊教々會の改革は久しく人の企望したる所にして今や愈其必要を生じたり何となれば國君は已に屢其改革的手腕を試みたりと雖ども教會の綱紀は愈破壊し教侶の墮落は其極に達したればなり

之に加ふるに彼の新教國に於けるが如く世俗の上長は亦天帝より設置せられたる獨立の者なれば教會統治の權も固より其の國權中に包括せざる可からずと云へる觀念入り來れり尤も舊教國君は固より自から教主及び教監の地位に座するを得ずと雖ども能く此機に乗じて國內の教會首長者を掣肘し自己及び國家の

利益を計ることを得るに至れり

由此觀之は第十六世紀に於ては國家の利益の爲め教會の監督を行ひ以て教師權力の國家的範圍に侵入することを防止する國家の教會高權は十五世紀に比するに大に發達したることを知るべし即ち國家の認可權の如き昔時は教會權力の或る種類に對して行はれ佛國に於ては已に教主の總ての命令に對して行はれ居れりたるもの十六世紀に至ては西班牙和蘭『シシリア』及び『ザルデニア』兩王國に於ては之を一般の國家的法規とし獨逸澳國等に於ては亦少くとも或る種の場合に之を行ひ特に又佛國西班牙『チアール』等に於ては『トリエント』教務總會の決議に對して之を行使したり其他此の認可權は獨り國君の權利を保護せん爲めのみならず各國(就中佛蘭西西班牙)に於ける加特力教會の特別なる慣習を保護せん爲(特に教主よりの侵害に對し)行はれたるものなり

右認可權の外一層教會の權力を制限したるものあり所謂 *Limitatio ab abusu* 又は *appel comme d'abus* と云ひ即ち教師職權濫用に對する上訴にして佛蘭西及び西班牙に於て専ら發達したるものなり此の上訴は國家の官廳に訴へ出づるものにして徒に教會裁判の越權及び認可權の違反等國家の權限を侵したるものに止まらず其國教會(佛國に於ては又其採用したる「カノン」法)の特別なる慣習を侵害したる場合にも亦應用したるものにして終に教會權力の行使を全く抑壓せん爲め甚しく伸張したる國家監督の下に立たしむるの一手段となしたるものなり而して此上訴法は教務會に對しても之を用ひ唯其決議に認可を要せしむるのみならず其の召集も亦認許を経ざる可からず西班牙國の如きは猶國王の使節を派遣し之を監察せしめたり西班牙及び佛蘭西に於ては教會を國家の治下に屈從せしむるの手段として教主より國君に教監任命の權を特許せしめ之を以て國君は教監の教會事件主導上に大勢力を行ふことを得たり

西班牙佛蘭西の國教主義は少差なきに非ずと雖ども要するに教會の權力を束縛して以て國權の伸張を計りたるものとす之に反して獨逸國に於ける國教主義は佛國及西班牙國に於けるものと其の性質を異にしたり彼の認可權の如き所に依て行はれ(即ち澳國に於ては一般に十七世紀以來)職權の濫用に對する上訴も帝國最高裁判所に之を提出することを得たりしも此兩制度殊に職權濫用上訴の制は彼の佛西兩國に於けるが如く完全に發達したることあらず然るに獨逸國に於ては教會行政の細事までも悉く干涉せしを以て彼の認可權及び教師職權濫用に對する上訴法の如きは別に詳細の規定を爲すの要なく要するに國家が教會を服從せしむるの方針を同するも其手段を異にするのみ此事情に關

右認可權の外一層教會の權力を制限したるものあり所謂 *Limitatio ab abusu* 又は *appel comme d'abus* と云ひ即ち教師職權濫用に對する上訴にして佛蘭西及び西班牙に於て専ら發達したるものなり此の上訴は國家の官廳に訴へ出づるものにして徒に教會裁判の越權及び認可權の違反等國家の權限を侵したるものに止まらず其國教會佛國に於ては又其採用したる「カノン法」の特別なる慣習を侵害したる場合にも亦應用したるものにして終に教會權力の行使を全く抑壓せん爲め甚しく伸張したる國家監督の下に立たしむるの一手段となしたるものなり而して此上訴法は教務會に對しても之を用ひ唯其決議に認可を要せしむるのみならず其の召集も亦認許を経ざる可からず西班牙國の如きは猶國王の使節を派遣し之を監察せしめたり西班牙及び佛蘭西に於ては教會を國家の治下に屈從せしむるの手段として教主より國君に教監任命

の權を特許せしめ之を以て國君は教監の教會事件主導上に大勢力を行ふことを得たり

西班牙佛蘭西の國教主義は少差なきに非ずと雖ども要するに教會の權力を束縛して以て國權の伸張を計りたるものとす之に反して獨逸國に於ける國教主義は佛國及西班牙國に於けるものと其の性質を異にしたり彼の認可權の如き所に依て行はれ即ち澳國に於ては一般に十七世紀以來職權の濫用に對する上訴も帝國最高裁判所に之を提出することを得たりしも此兩制度殊に職權濫用上訴の制は彼の佛西兩國に於けるが如く完全に發達したることあらず然るに獨逸國に於ては教會行政の細事までも悉く干渉せしを以て彼の認可權及び教師職權濫用に對する上訴法の如きは別に詳細の規定を爲すの要なく要するに國家が教會を服從せしむるの方針を同するも其手段を異にするのみ此事情に關

しては特に巴威國王が千五百八十二年教會事件に於ける國君の權利に付き宣言したるものを見るべし曰く西班牙及び佛蘭西國王が其國に於て許容せられ皇帝が其帝國に於て許容せられたる權利は巴威國王も亦之を保有すべきものなりと此宣言に基き巴威國王殊に『マキシミアン』第一世(千五百九十五年より千六百五十年)に至るは教會事件に付何事に拘はらず後見人たり支配人たるが如く干涉を行ひたり即ち牧師候補は國家の試験を行ひ高等教師の撰擧は國君の認許を要し且つ官吏をして之を監察せしめ又教會の刑事及び懲戒裁判は之を監督し其科したる刑は之を破毀し牧師の補職は政府の干與を要し教會の財産は國家の保護の下に立たしめ教師の執務及び行狀を監視し之に關する規程及び罰令を下し(女色、飲酒、禮拜及び行列の作法、兒童教育、宣教の方法、住所の定め方等に關し)又俗人に對しては警察規則及び罰令を以

て其の風儀を亂り教旨に悖る生活(例へば骨牌を弄し咒咀、豫言を爲すもの等)を爲すを禁じ又教令を遵奉し教儀に隨順すること(精進を爲すこと、日曜及び祭日に禮拜に參すること、其他喪服を被ること等)を強制したり又精舎は國君の特別なる監視の下に置き國君の許可を得るに非ざれば之を捜査することを得ず又其の外國の長上と聯絡を通ずるは國君の監督に附し其收益に關しては教監の裁判權に屬せざらしむ其他罰金、收益停止殊に禁錮の制を設けて以て教師の教會事件に付き國王より發したる令達に反抗するを防止するの手段と爲せり

以上論述したる所に依て觀れば舊教國に於ても亦十六世紀以來國君の教會保護權に基き國教主義を煥發し之に據りて其の國君主は徒だ教會に對し國家高權即ち監督權を有するのみならず併て教會統治權より生ずる權能をも得有するに至りたることを

知る可し

獨逸國に於て此の國教主義の最も發達したるは十八世紀の經過中絶對的警察國隆盛の時にして適ま佛國の理論大に傳播して國君及び其朝廷に宗教開明時代の觀念を生じたるときなりとす是より先き巴威國に於ては『マキシミアン、ヨセフ』千七百四十五年より千七百七十七年前朝に過ぎたる專制的後見制度を立て恣に命令を下し改革を行ひたりと雖ども未だ發達の域に達せず澳國『ヨセフ』二世の時始めて完全するを得たり同國に於ては已に『マリヤテレジヤ』女皇國家の監督權を昔日に比するに擴張且つ厲行し其の熱心を以て深く教會事件に干渉せんことを務めたり今一例を舉げんに女皇は一人の博識にして且つ衆教師の模範となり以て舊教を不動の基趾に置くべき教師を養成するを以て其の急務と爲したるが如き是なり是を以て聖學の講修に新なる教則

を設くることを許可したるのみならず殊に教會法は專ら『リーゲル』の教科書に就き教授すべき旨を定めたり同氏の所見に依れば教會の監督權を擴張し以て國家の全能に歸したるものにして即ち國家は都て天帝及び基督が教會の爲めに定めたるものは制限なく之を敬重すべく其餘の教會の法規は公益を害することなからしむるが爲め國家の監査に服せざる可からず而して又一方には國君は其の臣民をして惡道に墮せざらしめんが爲め力を盡すべき任務を有すと云ふにあり

『ヨセフ』二世は大に之に過ぎたるものあり其の教會政策の標準と爲したる原則は千七百八十一年國家官廳が宗教政策問題を處するに當て之が規矩たらしめんと目的を以て國王より委任を受け論述したる『カウニッツ』公の著書に就き之を見る可し該書に依れば凡そ國君の教會に於ける權力なるものは都て天帝の定

めたるものに止まらず人類の創定したるものと雖ども其の天意を賛襄するに在るものは盡く之に屬す故に其の濫用の弊に堪へず或は時勢の變遷に従て已む可からざるものは之を廢止變更することを得るは固より其所なりと

要するに『ヨセフ』第二世は此觀念を抱き宗教は國民教育の方法にして教會は即ち國家の目的に供したる養成所及び警察署に外ならずとし大に之が改正を行ひたり而るに『ヨセフ』第二世は改正を行ふに必ずしも教會の賛助を要せず假令其の意に反するも一に自己の所信に従て之を斷行したり夫の澳國に於ける教會及び教師に對し教主及び其の教府の行ふ所の權力は及ぶ限り之を制限せんとしたるが如きは亦惟むに足らず即ち認可法を再び厲行したることは之を舍き教監に命じて婚姻障害の件は其の固有の權利に基き之を解除することを得せしめ又教主より爵位稱號を

受くることを禁じ並に新なる祭祀等に付き教主の恩許を請ふが如きは國王の認可を経るに非ざれば許さること教主の専有したる官職任補の權を廢して自ら之を行ひ其他精舍をして教監の權力より脫離せしめ講社フラスケンが外國の首長と聯絡し或は講社長が羅馬に旅行することは之を禁ぜり

『ヨセフ』第二世の頒布したる數多の法令中特に注意すべきは下に擧示するが如し蓋し是れ皆國家及び教會の關係に付き上述の觀念を以て規定したるものに係ればなり『ヨセフ』第二世は國家の權力は必ずしも天帝の所定にのみ基くものに非ずと爲したるを以て即ち皇帝の命令を以て教監區及び教區を新設し本教區支教區の關係を定め教會役員たるの要件を定め其新設に係る教監區には教主の恩許を須ひず教監を任じたり其他現時の講社は無用のものにして固より存立の權利なきものとして之を解除し其の

財産は宗教上の目的に使用すべき國家一般の行政經費の中に組み入れ所謂宗教經費なるものを作成し其の他の精舎の憲法は舍則の細事に至るまで悉く之を規定したり蓋し謂らく講社の輩は主として感化事務の補助を爲す可きものなればなりと殊に「ヨセフ」第二世は其改正の精神を明示し且つ其改正事業を永久に保全せん爲教師を養成し其思想を注入すべきの必要を感じ従來の教監及び精舎の養育所教修場を廢止し到處同一の教育を實行せん爲教師養成所として所謂大專修學校なるものを起し其教育は國家の命じたる教授をして國家の定めたる教則及び教科書に従て之を司どらしめ而して高等授戒を受け又は講社に加入せんとするものは必ず之に入學せざるを得ざるの義務ありと定め終に又禮拜に關し數多の規程を發布したり是に於てか皇帝の宗教改正の方針愈分明なり即ち新に頌歌を製作して之を頌ち又總て道場

内宗教の精神に適合せざる事物は之を撤去し以て庶民をして専ら外形の事物を崇敬するの念を絶たしめ又遺寶を褻瀆するを禁じ靈卓の數を制限し其の他慣用の儀式を節し以て迷信の道を杜絶せり

又國家及び教會の關係に付き前に述べたる制度の結果として一方には左の立法あることを知るべし即ち教會は殊に國家の目的の爲め設定したるものとせしに因り教師は即ち國家の官吏として取扱はざる可からず是に於て教監たるものは總て國君が内外の行政に關し或は教師の養成に付き頒布したる法律及び命令は遲滞なく遵奉し又教會事件に關する皇帝の命令は其管下の教師に公布して嚴格に遵守せしむべき義務を負へり其他教師たるものは國家の必要上其の教監及び其餘の長上に對して恭順ならざる可からずとし或は國君の發したる命令は高座に於て朗讀す



るの義務あり又或る場合に在ては若し國君の法令を犯す者あらば永久の罰を蒙るべきことを告知し且つ有益なる事物に付ては之を教示せざる可からずとせり例へば家畜傳染病治療の法の如き

第四項 宗教自由主義の煥發及び其の國教主義

に及ぼしたる影響

千八百四十三年に至るまでの國教主義

〔十〕抑も政教一致の制度は其の國教主義の形式を取ると將た又宗教政記の主義を採るとを問はず其の極論に至ては唯だ一教會の存在を認め其他の宗門は總て之を排斥し以て信教の強制を行ふべきものなるとは前に論述したる所にして即ち羅馬の後の國教主義及び『カロリントンゲル』家時代より十六世紀に至る中古時代に

於て實行せられたる所なり

從來の原則は千五百五十五年の『アウグスブルグ』の宗教平和條約によりて始めて打破することを得たりと雖も其範圍甚だ狹隘なり即ち皇帝及び舊教國主は此の條約に基き自今信教の故を以て『アウグスブルグ』宗國主の利益を害し若くは其權利を制限することなかるべしとの盟約を爲せしに由て信教の自由は之を認めたりと雖も是れ唯『アウグスブルグ』宗(新教ルーテル派)のみに關して其他の宗教に及ばず又唯國主のみに關して其臣民に及ばざりしなり是を以て各國主は自國の宗教と定むべきものは其宗教(新教)撰定權により隨意に之れが取捨を爲すことを得たり然るに復た強(強)制を以て他宗の臣民を自宗に歸依せしめ又は之れに懲罰を科することは固より許さざる所なりと雖も國主は此等の臣民に任意國を去るの權を與へ以て國外に驅逐することを得たるに因り此

の方法を利用し間接に信教の強制を爲すを得たり已に獨乙帝國及び其各國主に對しては唯一宗教の原則を廢し二箇の宗教を認めたるを以て其一方に屬する者を以て異信者となし之を罰するを得ざることとなり且つ從來の強制宗教は一箇なりしも今は二箇となりたり然るに當時各國は仍ほ國教主義の繩墨を確守したるに因り新教の君主は舊教徒を容れず又舊教の君主は新教徒を容れず甚しきに至りては巧みに宗教平和條約の規定を避け他宗徒に種々の壓制を加へて其宗教に轉せしめたる中に獨り「ブランデンブルグ」侯「ヨハン・ジギスムント」が千六百十三年自ら新教改革派に改宗したるに拘らず仍ほ其の「ルーテル」派を信奉する國民には敢て轉派を強制せざりしが如き誠に比類なきとに屬せり

此の「ホーヘンツォレルン」一家の改宗は實に千六百四十八年「ウエストフリア」の平和條約に於て改革派の從來の兩宗派と同等の權を附與し且つ兩新教派相互に關しては此平和條約締結當時の狀態を維持せしむべく而して君主が後日兩派の間に改宗したる時は以前の宗派をして仍ほ其從來有したりし地位を保有せしむ可きことに宗教撰定權を制限したる誘因となれり

加特力宗と「アウグスブルグ」宗一統の關係に付ては該平和條約に於て更に變更を加へ國君は其宗教撰定權に由て他の宗派が千六百二十四年(即ち標準年として定めたるもの)に於て保有したる教儀執行の權を制限することを得ず又其宗派に屬する者は當時と同一の範圍に於て教儀を行ふことを得とせり然れども此約款は澳國の世襲領地に適用せられず千七百八十一年「ヨセフ」二世に至り始めて新教徒「アウグスブルグ」派と「ヘルベエト」派と希臘教の分立派に私に宗教上の儀式を擧ぐるの權を與へたり  
されば彼の中古の宗教統一及び信教の強制と云ふが如き強硬

なる主義は此の世紀中に於て稍緩和し終に澳國も亦免れざる所なりと雖も概して未だ國教制度に重大の影響を及ぼすに至らず即ち殊に同一國內に存する諸宗派に廣大の自主權を與へざるのみならず反て國教制度は恰も此の十八世紀に於て其全盛を極めたり他なし當時獨逸各國に於ては未だ各宗派殊に舊教と新教との混合甚しからず從て自餘の宗教の僅少なる信徒を認容するが如きは概して一の變例に過ぎずして之れが爲め何等の影響をも及ぼすこと能はざりしが故なり

抑も國教主義は一國內に數多の宗派を涵容又は認許するときは公共の爲め復た其偏勢を維持すること能はず而して其結果は少くとも教務の幾部を教會の自治に任せざるを得ざるに至るべきは前述の如き變例あるに依て争ふ可からざることなるのみならず當時諸國主の中新に領地を擴張したるものは其の政略上

亦一層擴張したる他宗認容を行はざるを得ざりし事實に因て愈之を證せり即ち『フランデンブルク』國に於ては大撰帝侯の代に在りて各宗派は仍ほ諸國に於て取定めたるが如く其歴史上の權利を有することを認許したるを以て此の王國の各州に於ては獨逸帝國の各邦<sup>(1)</sup>に於けるよりも一層大なる差異ありたることを知る可し

(1)『レーマン』氏著書に依るに羅馬教會は之を法人たらしめざる國あり又之に反して新教者の正當なる要求を斥け之を庇護する國あり或は教監の裁判權を禁し或は之を認め或は公然の教儀執行を禁し或は多少之を許容し或は牧師の強制を墨守し或は之を廢止し或は『エズイテン』を放逐し或は之を許容するあり

尤も大侯は教會に對する政略として教會は其公然たる法律上の營造物たる限りは國家の監督及び強制に服せざる可からずと

の意見を確守したるを以て亦た當時の輿論の如く新教國の君主は舊教の臣民に對しても亦た教監同一の權 *ius episcopale* を有すと爲せしこと辯を待たずと雖も而も猶國內の舊教徒及び其教師が授戒塔堂及聖卓の潔修等教旨に關する事物に限り外國の教師を奉戴することを許し且つ純然たる教會の内政に關する干涉は之を拋棄したり普國は其後『シュレージエン』を略取し波蘭の一部分を獲得したるに因り著しく加特力住民の増加を來たせしと上述の如く從來諸種宗派を認容せし結果とにより同國は已に十八世紀に於て其純然たる新教國の性質を失却するに至れり是を以て千七百八十八年七月九日『ウエルン』の宗教會に於ては改革派路惕派及び羅馬加特力派を以て普國の三大宗教なりと標示し且普國々法上明かに採用したる宗教と國家の認容したる宗教とを區別せざるを得ざるに至れり尤も當時普國王は其主權并に加特力

臣民に對する教監權ユス・エピスコパレを嚴守し又『フリードリヒ』大王が其國內の加特力教會に對して行ひたる權利其後普通法典となり全王國に効力を有するに至るは全く國教主義に基きたるものなれども其性質は同時獨逸各國に於けるものと全く相異なるものなりと知る可し

此の近世國教制度と往時の國教制度と異なる所以のものは前者の發達は國家と惟一教會との結合を基礎とせしも後者は此の結合を廢し隨て國家は専ら一宗派の原則に従ひ之が利益の爲め其の權力を行使すること能はざるに至りたると又國家は諸宗の信者に對し假令ひ間接にもせよ已に裁判上行政上同等の權利を許與し國家と教會との生活區域の同一ならざることを認め復た教會の内事に干涉せざるに在りとす而して其相類する所と近世國教主義は徒に國家を教會の上に置くのみならず國家の權利若

くは權能を規定するに當り専ら國家の利益を標準とし教會の一種特別なる情態を顧みることなく其の自主權の如きも原則としては之を與へざるのみならず必要の場合に在ては其の立法及び行政の手段を以て後見的或は豫防的干涉を行ひ一に國家の局面より觀察して之を措置するにあり

自餘の獨逸各邦に於ては前世紀の終より今世紀の初に當りて他教認容及び宗教自由に付き其の觀念の變更したると又千八百〇三年の教會領沒收によりて生じたる版圖變動の爲め復た往時の如く惟一宗教國たるの性質を保持すること能はず到處加特力及新教の兩宗徒に同等の權利を與へたるに至り始めて此の發達を爲したるなり

此の發達に關する法令は今世紀の始め又は加特力教會の再興後巴威國の宗教條約及び千八百四十八年迄の間に羅馬教主の回令に依り發布せられたるものとす

此等の法令は凡て往時の國教主義に準據し羅馬より下す一切の布令并に其の他の教廳より發したる普通の規則に認可權を厲行し巴威は上來回地方、索遜國は『ハンノーベル、オルデンブルグ』或は右の外仍ほ國內の教長と教主との交通を政府の監督に屬し若くは媒介に由らしめたるものあり巴威、ハンノーベル

其他州及び教監區の教務會を開設するは政府の認許を要すとし且つ國王は其の委員を派遣するの權を留保せり

又教師候補の教育及び試験に關する制度も國家の周密なる監督に服し又其の干與を受けたり又職制に關しては巴威の如き其の教監の任命權を有せざる邦國に於ては政府は教監の撰舉に委員を派遣するの權を有し苟も委員の賛同あるに非ざれば其の撰舉を告知し及び其他の執行を爲すことを得ざらしむ此他仍ほ巴

威及び自餘の南獨逸に於て千八百三年以來君主は所謂護持權ベホムツトヒツク又は地主權ベグンツクを有するものなりとの薄弱なる理由に基き下級の教師ベグン所得地殊に牧師收益地ベグンツクに牧師を命ずるは自己の權内なりとし甚しきに至りては其他一私人に屬するときは君主は其推薦したる候補者を認可し若し其候補者あらざるときは教會の上司に代りて自ら任命權を行使せるものあり此の如きは全く國教主義の濫用に外ならざるなり又其他の諸國に於ては國家は教監が任命したる牧師を認定しするの權ありとせるが如き同く純然たる國教主義の性質を帶ぶるものと謂はざる可からず

又右に譲らす國家は法律を以て教會の財産を國家の管理人に屬せしめ教監をして僅に其一部の管理に參與するに過ぎざらしめたり

教師職權の濫用に關しては國家の官廳に上訴せしむるの法を

固守したり然れども其の訴訟の要件及び手續に關しては詳密の規定を設けたるものあることなし

前已に論述したる所に依り該時國教主義の性質は之を明知するを得べきに因り今殊に關係の法律を評説するの要なし但し當時既に一二の邦國に在ては憲法上加特力教會に其内部事件の自主權を保障したるものあり然れども前述の如く國教制度の基礎は未だ之を離るゝに至らず其故は此等の邦國は未だ前世紀より因襲したる感想を脱すること能はずして新に教會の自主權を許すも尙ほ此の思想に基きて制限を加へたる所あればなり(三)

(一)瓦耳天堡千八百十九年九月廿五日の憲法第七十一條に曰く教會の内部の事件に關する規則は各教會の自主權に任す

(二)巴威宗教條例第三十八條に曰く認許せられたる公私の宗教組合は第三編に掲げたる規定に基き國家より認可したる憲法と法式と

に従ひ其の内部の事件は凡て之を規定するの權能を有す其の目左の如し

- (1) 教義 (2) 禮拜の典式 (3) 教師職務の執行 (4) 宗教的國民教育
- (5) 教會の懲戒 (6) 教侶たる允可及び授戒
- (7) 教儀に供したる建物及び墓地の潔修 (8) 純然たる宗教事件即ち教會の教旨、經典及び之に基つく宗憲に隨て盡すべき宗教若くは教會義務の履行と良心とに關する裁判權の行使

然るに此の内部事件の範圍は第七十六條を以て著しく制限したり同條に曰く凡そ混合的性質の事項とは重に宗教に關するにあらずして同時に國家及び人民の幸福に關するものを云ふ即ち

- (1) 禮拜の外形に關する凡ての規則即ち其の方法、時、及び數等
- (2) 教儀の要部に屬せざる儀式即ち行列、從たる祈禱、公式、クローイツゲンゲ、『アローユードルシヤフテン』の制限及び廢止
- (3) 教社教講の設立及び其規約
- (4) 宗教上の教育所保育所及び懲罰に關する職制

(5) 教監副教監及び牧師管區の區劃

(6) 衛生警察の事項但し教會の營造物に關する時に限る

第七十七條に曰く教廳は前條の事項に關し政府の參與なくして擅に規則を設くるとを得ず

第七十八條に曰く國家は前年の事項に關する一切の規則を檢閲するの權あり且つ公益を害するの虞あるときは命令を發して之を防止することを得

第七十九條に曰く非常なる祭祀を舉行し殊に平日に當るときは常に國王の認許を受くべきものとす

今述べたる時代は大躰に於て千八百四十八年に終了したり爾來諸國は日を追ふて往時國教主義の基趾より排擠せられ或は現在各國と加特力教會との關係を定めたる規則は全く他の主義に基きたるもの多し其性質の如きは後に述ぶる所ある可し

第二章 教國制度及び其一種たる政教對等主義

〔十一〕 國家教家一躰たるの制度は國教制度として初めて羅馬國に於て實行せられたるが今又同地に於て前者と全く相反せる教國制度なるもの發達したり『アウグスチヌス』の教理に従へば俗界の國家は偏に娑婆の幸福を得んと欲するものなれば人間各自の其の利慾に汲々たるものと毫も異らずして等しく共に罪業を免れざるなり是故に此罪惡に陥らざらんを求めば宜しく天定の國家に従屬し之れが使役に服せざる可からず教界は即ち上帝の創造せる國家にして現に教主を以て之を表章せり俗界の國家は教會の紹介により且つ其の權力を高等脫俗の目的の用に供するによりて始めて其の宿業的罪障を消滅することを得是を以て國家は教會の代表者たる教師の委任及び命令に従ひ其の力を宗教

の爲めに盡し殊に宗教の爲め必要なる外部の平和を保持せざる可からず而して國家は之が爲め教會に向て規則の遵守を求むるの權ありと雖も其の立法及び行政は教會の法則に従て之を定め殊に何人をも教會に反抗すること勿らしめ就中異信者及び叛宗者を廻心復歸せしむる爲め其強制權及び刑罰權死刑は之れを許さずを使用するの義務ありとせり此觀念は已に一二の教監及び教主より臨機羅馬皇帝に對して之を實試し或は『フゾイドイジドール』書中(九世紀の頃『カロリンゲル』の國教制度に對する大抗議書)教主を以て中心點とするの理論と結合し加之同世紀の終りに在ては『ニコラス』一世之が實行を試み全然其結果を見ざるに非ずと雖も然も其の完全なる發達の域に達したるは十一世紀の半即ち『グレゴール』七世以來にして此の時代より始めて中古の政治及び宗教上の關係に大影響を及ぼし殊に國家と教會との關係を支配



したる時に在りとす

此の制の因て起る所は世界を統一して眞正の人類の國家を形成せんとするに在り即ち此の國家は上帝の創造にして其の目前に現するものは即ち教會なり教會は精神界物質界の權力を總攬す故に教主は教會の俗界的元首且つ基督の代表者として地球上最高の精神的權力を有する者たり然れども物質界の元首も亦同く上帝の置く所のものなれば教主は自ら物質界の劍を揮はざるべし換言すれば精神界及び物質界の權力は其の行用に就き之を分別すべきものなり然れども國家は原來罪業界なるを以て其の滅罪を求むるも教會に倚らざるを得ず又其の物質界の權力も教界の媒介に因り上帝の裁可と委任とを待て始めて之を得可し總て物質界の目的は唯精神的脫俗の目的を達するの方便たるべきものなるが故に國家は教會の目的を達せん爲め偏に教會に服屬

し教會及び教主に恭順ならざる可からずと右の原則に従へば左の結果を生ず

精神及び之に服屬する物質界の權力は各其力を以て基督教的宗教國の統一を維持し其教義は唯基督教會のみ此の權利を有するものとせり又必要の場合に在りては強制を以て之を承認且つ實行せしめざるべからず教會の授けたる信仰を否認し或は教會を脱するは是れ宗教國の基礎を打撃し上帝の教旨に背き教會の統一を害するものにして至尊に對する重罪に該當す然れば異信叛宗及び脱會の罪を犯すものは宗教一統國に於ては教俗何れに於ても其の法律上の能力を奪ひ且つ刑罰を科す可きものとす其人格を奪ふ爲め死刑を科することは教會自ら之を爲さずと雖も政府は犯人の引渡を受けたるときは之を宣告し且つ執行するの權あるのみならず亦義務あるものなり而して此原則は同じく

俗界の君主に適用すべきものにして尙其臣民は君主に對する恭順の義務を免除せらるゝものとする

、教國主義の見解に従へば教師は教會の行政を掌どる所のものにして宗教國の高等機關なるを以て教會より例外を以て許容したる場合の外國家の制度に服せしむることを得ず是を以て教師は民事となく刑事となく國家の裁判權に屬せず又租稅其他の負擔を免るゝものとする教會及び教會の目的に供す可き物件も亦租稅等を免除す

一統宗教國の最高主導者は教會及び教主なれども唯其權力の行使に付き淨界俗界を分離したる上は前者の權力は固より後者の權力に凌駕するものなるを以て夫の教會及び國家の權限を定むるが如きは獨り前者に屬すること論を待たず

國家の地位已に此の如くなれば教會の法規は國家の法律に凌

駕す是を以て國家の法律教會の法規に牴觸するものは其効力を失ひ又教會の法律國家の法律と相合せざるときは亦之か効用を保たざらしむ

教國制度に在ては教會及び國家の關係に就き左の要件を定む即ち教會は其元首たる教首自ら國家の主宰者を置く又其の直接に置かざる所に在ては教會の指揮に従て取消すを得可き形式に由らしめ且各場合に於て果して能く此制度を遵奉したるや否を審査するの權ありとせり是故に中古の教理に遵ひ皇帝は教主の洗禮及び授冠によりて始めて其權を得從て皇帝撰擧の權を有する諸王の權利も其源教主より出たるものにして而して教主は又其撰擧を審査し及び認可するの權を有す其他皇帝の權力は其固有權に由るにあらずして教會の職權に基き附與するものとしり故に皇帝は教主の最高家臣たるが如く且其即位の宣誓は即ち

拜封の宣誓たるに外ならず而して教主は最高の領主なるを以て皇帝の缺位に際しては自ら帝國の支配を爲すの權あり從て諸國王の教主に對する地位も亦家臣の關係と異なることなく固より教主の封ずる所となし『グレゴール』第七世以來教主は諸王の富なるもの數者をして羅馬の藩屏となさんとし其効を收めたる所なり

已に各國に於て教會の設立ある上は諸侯を初め其他俗人は總て教會の行政官職の設置、其任命、刑罰懲戒權等に關しては教會の權を以て之を許し又は特權を附與したるもの、外之に干與することを許さず但し教會の法律は凡て之を承認し俗界の手段及び強制を以て之を遂行するの義務あるものとす

之に反して俗界の權力使行に付ては教主の監督に服す可きものとす是を以て教主は確たる理由の存するときは教會の法則に

牴觸するものは勿論其利益を害すべきものをも之を廢除し且つ他の規則を以て之に代ゆることを得加之教主は正當の理由あるに於ては帝王の位を廢し其國及び其地位を他の國民及び其統治者に移すことを得るなり

此の如く中古に於て完全なる教主の一統政治は羅馬帝國と絶對的相背馳するものなり而して彼は教會を臣服せんと試み此は國家を隸從せんとしたるが如き其勢同じきものありと雖も而も其懸隔せる大差違は羅馬皇帝は唯俗界の手段を以て教會を服從することを得るのみなるに教主は之に反し宗教其者を利用し徒に身體のみならず精神に至る迄も或は之を結合し或は之を離解するの權と教會的刑罰權とを用ひて以て其一統政治を實行することを得たるに在りとす

國家及び教會の關係に付、前述の主義より生じたる數多の原則

あり此原則は皆中古に在て教主及び教會の認めて以て法律上有効のものと爲したるものなり然るに十三世紀の終より十四世紀に至りては國權の觀念漸く起り此主義に反抗し其實際の政治を愈制限し且杜絶せんと試みたり然るに茲に一疑問たる可きは此教國主義は現今の加特力教會及び教主政府に於て尙法律上有効のものとするや如何是なり

蓋し加特力教會は千八百六十四年辨妄書プロテスタントの發布迄は未だ國家と教會との關係を以て直接に其教義に關する者となさざりしに因り十六世紀の終より十七世紀に在て頗る中古の教國主義を緩和したる理論起り勢力を得るに至りたるも怪むに足らざるなり是は『ベルラルミン』千五百四十二年乃至千六百二十一年『ズアレン』千五百四十八年乃至千六百十七年及び其他の人々の唱導したるものにして所謂間接高權説ボラスコインデレなり此説は教主に中古の教國主義

に於ける如く俗界權力に付其用を歸せざるのみならず其軀も亦之を否認したりと雖も仍ほ教會は國家の上に位する組織となし従て教主は俗界の權力が教會の目的を妨げ宗教及び教會に危害を及ぼす場合に在ては教會の法則其他相當の處分を以て監督又は矯正するの權ありとせり又此説は中古の教國主義の基本を破壊すと雖も而も實際上國家をして教會の羈絆を受けしむるに至りては毫も異なることなし何となれば教會及び教主の俗界的事件に干涉するは唯教會の教旨法則及び其利益を標準となしたるに過ぎざればなり此説に在ても亦同じく信教を強制し教師を國家裁制に屬せず教師及び教會物件をして國家の賦課を免れしめ又教會の法則は國家の法則に優り俗界の法則は教主の廢止する所たらしむるの必要あり

蓋し教主は最近時に至る迄此等の權を行使したりと雖も是果

して古の直接高權に基きたるか將た今述べたる間接高權に據りたるか實際の結果に至りては兩者相同じきを以て之を斷ずるに由なし

千八百六十四年十二月八日公布したる辨妄書に於て新に教會及び國家の關係に關し公然と教主の意見を發表したるものあり或は此書の教主の名を以てせざるに由り眞正に非ざるを説くものありと雖も種々の情況より察すれば亦教主政府に行はれたる意見の公示なること疑なし

右の定説に依れば良心自由及び信教自由を獎勵するは狂暴の所爲にして又墮落を慫慂するものなりとして痛く之を斥け以て信教の統一及び之が強制を固守し又教會の法律は俗界の權力を以て公布するに非ざれば良心を羈束するの効力なしとの説並に教會の權力は上帝の法に隨へば敢て人民の權利と區別すべきも

のに非ず又不羈ならしむ可きに非ず強て之を維持せんとするは即ち教會が人民の權利を奪略するに非ざれば能はざるものなりとの説を駁撃し以て教會に對する國家の主權を否定せり其他又教師の國家裁判權及び課役より免除せらるべき權を保持し又教會の法則と國家の法則と相牴觸せる場合に於ては國家の法則を先とすること並に人類の法則は自然の法則即ち教會が上帝の意思なりとして遵奉する所の法則と必ずしも一致することを要するものに非ずとの説を排撃し以て國家の獨立立法權を否認せり以上の斷案は教國主義間接高權主義孰れよりも之を下すことを得べし要するに茲に論ずる所と最も相關するものは其第廿四號に

教會は權力手段を施すべき勢力を有せざるも尙直接若くは間接の俗界的權力を有すといふあり

弱なるものあらば則ち直接に其所信に反するものと謂はざる可からず

〔十二〕 政教對等主義

近時に至り政教對等又は並行主義なるもの起り之を以て獨り加特力教會の有する所となせり蓋し其初め『ゲルレス』氏の唱道したる所にして今日主として中央黨及び普國教監の取る所なり此主義は國家は國家の範圍、教會は教會の範圍に於て各主權を有すとすものなれば之を極論するときは彼の教會が國家の上にも有する所の教會監督權も教會が國家の上にも有する所の國家監督權も共に之を廢除せざる可からず然れども此主義の論者は曾て嚴格に此後段の斷定を認めたることなし

國家及び教會が統治する區域は同一にして其人民も臣民たり信徒たる同一のものなれば雙方の主權をして完全ならしめんと

欲せば唯其管轄に屬すべき事件に明確なる限界を劃するに在り然るに人間の關係及び事情は多く國家的教會的の兩面を具ふるものなれば蓋し不能の事と謂はざる可からず其の故は兩權各同一事物に關し相抵觸する規則を發し得べきを以て此場合に在ては遂に解止す可からざる衝突を惹起す可ければなり或は斯かる場合には國家と教會との合意即ち條約を以てすべしと謂ふものあり然れども已に此の如き補助を要せば兩權並立の理論は遂行し得可きに非ざるのみならず若し雙方の一致を闕ぐときは到底此の方法を用ゆること能はざるや知るべき耳

全く此の難點は捨て之を論ぜざるも宗教上の事件なるものは種々の意義に解し得べきものにして之を一定すること甚だ難きは已に舊教及び新教か此の點に關し反對の见解を懷きたるに徴しても明なる可し

今此末段を轉倒する時は教主政府の積極的教規を生ず即教會は俗界に對し直接若くは間接の權力を有す或は直接の權力を有せざるときは少くも間接の權力を有す

是を以て近時教主黨の著述家『フリッブ』又羅馬の『リベラトリ』の如き新教理なる間接高權主義を確守するもの尠からず然るに教主政府は今世紀に於て本間に關し何等明白なる斷定を爲したることなきを以て畢竟之に關する宣命は獨り彼の中古『デクレタレイン』(Decretalen)のみにして今日仍ほ其効力を保ち彼の中古の嚴酷なる教國制度は今尙『カノン』的法律として存在するものと謂はざる可からず此『デクレタレイン』は曾て廢止せられたることなく而して或は此意見に反し舊主義の要件たる世界一統國と云へる陳腐の理論は今日既に存することなく又教會及び教主は近時に於て復た中古の主義を悉く貫行したることなきに非ず

やと難ずるものあり然りと雖も是皆純然たる實際の情況にして固より『デクレタレイン』の効力を廢止し得可きものに非ず且つ論者は教主政府の習として單に事情の爲其實行を得ざるの故を以て全然其意見と要求とを拋棄するが如きは斷じて其の爲さざる所なることを忘却したるものなり抑も教主政府の智慮に富み權謀に長ずるや實際奏効の見込なくして或は衝突の虞ある主義の如きは無益に之を言出すことなく適當の機會を得て之を説明するを常とすれば此問題に於けるも亦斯の如きのみ何となれば教主政府の爲には間接の權に由るも其他の已成の權利に由るも實際上同一の價直を有すればなり

以上論述する所に依れば教主及び加特力教會が國家及び教會の關係に於ける公然の意見は中古の教國主義に非ざれば少くとも新に緩和したる教國主義なること疑を容れず若し尙之より軟

弱なるものあらば則ち直接に其所信に反するものと謂はざる可からず

〔十三〕 政教對等主義

近時に至り政教對等又は並行主義なるもの起り之を以て獨り加特力教會の有する所となせり蓋し其初め『ゲルレス』氏の唱道したる所にして今日主として中央黨及び普國教監の取る所なり此主義は國家は國家の範圍、教會は教會の範圍に於て各主權を有すとすものなれば之を極論するときは彼の教會が國家の上に有する所の教會監督權も教會が國家の上に有する所の國家監正權も共に之を廢除せざる可からず然れども此主義の論者は曾て嚴格に此後段の斷定を認めたることなし

國家及び教會が統治する區域は同一にして其人民も臣民たり信徒たる同一のものなれば雙方の主權をして完全ならしめんと

欲せば唯其管轄に屬すべき事件に明確なる限界を劃するに在り然るに人間の關係及び事情は多く國家的教會的の兩面を具ふるものなれば蓋し不能の事と謂はざる可からず其の故は兩權各同一事物に關し相抵觸する規則を發し得べきを以て此場合に在ては遂に解止す可からざる衝突を惹起す可ければなり或は斯かる場合には國家と教會との合意即ち條約を以てすべしと謂ふものあり然れども已に此の如き補助を要せば兩權並立の理論は遂行し得可きに非ざるのみならず若し雙方の一致を闕ぐときは到底此の方法を用ゆること能はざるや知るべき耳

全く此の難點は捨て之を論ぜざるも宗教上の事件なるものは種々の意義に解し得べきものにして之を一定すること甚だ難きは已に舊教及び新教か此の點に關し反對の見解を懷きたるに徴しても明なる可し



今此の權限を定むるの權を以て國家に屬せんか對等主義の要素たる教會獨立の幾部は少くとも之を否定したるものと謂はざる可からず勿論教會黨は教會自ら之を定むるの權を有すること當然なりと爲さん然れば是れ國家を教會及び『カノン』法に服従せしむるに外ならずして殊に『カノン』法の所定は教會事件の範圍廣大にして到底近世國家の許諾し得可き所に非ざるなり故に結局並行主義は彼の國家監正權の銳鋒を藏めて自由黨の所好に適したる服裝を假り以て近世國家と相容れざるの主義を實行せんとするに外ならざるなり此主義を實行したるものは一千八百五十五年澳國政府の條約コンコルダトにして其結果は加特力教會の指揮決定する所となり國家の主權は甚しき妨害を受くるに至れり其他一千八百四十八年より一千八百七十二年に至るまで普國政府が加特力派に退讓したるが如き亦此の主義の實行と爲すを得べし之を要

するに此主義は結局對等若くは並行に非ずして國權の制限なるなり然れども前述の如き並行主義は加特力教現時の教則と相一致せざるものなり其の故は此主義は假令實際上間接高權の主義と同様の結果に歸するも理論上は之を否認せざるを得ず又前掲辨妄書ポアツの信教一統に牴觸するものなればなり他なし此主義に従へば國家は其事件に付高權を有するを認められたれば國家は此主權により加特力教會の外他の宗教をも其領土内に認容することを得るに至ればなりされば羅馬の著者『リベラトーレ』の如き此主義を目し軟化自由主義として擯斥したるは當然なりと謂ふべし是を以て今日加特力教會と國家の關係に對する實際問題に付加特力教會の教旨に關する場合に於ては前述の主義は何等の容喙權をも有せざるものとす

第二編 國家と教會の分離(政教分離)

(十三)

政教分離なる格言の意義  
及び政教分離制の本質

凡そ政教の分離を論ぜんと欲せば先づ政教分離なる語の諸種の意義中其の何れに依りて論述するやを確定し置かざるべからず今此語の意義とも解せらるゝものに左の三様あり

- 一、國家と教會とを同等最高なる權力として職認すること即ち已に對等主義として述べたるもの是なり
- 二、政治事件と宗教事件とを區別し國家の事件に關しては宗教の勢力を及ぼさしめず以て國家をして宗教より脱離せしむるもの是なり
- 三、教會及び教社を單に私立會社と見做し總て他の私設團躰と

同等に取扱ひ國家より別に特權特許を與へざると同時に又他の私設團躰に對すると異りたる權利を要求せざること是なり

以下論述する所は右三種の中第三の意義に従ふものと知る可し

抑も政教分離主義の原想は國家に於て教社及び教會を其本體上よりは全然之を無視し宗教は單に臣民の各自の私事なりと見做すに在り此の主義に隨ひ一方に國家事件を將て全く各種の宗教的關係より脱離せしめ他方には何の宗教たるを問はず其教旨の刑法に背かざるものは皆其自由に任じ敢て妨害を加ふるとなし又教社の創立は他の團躰設立に關する一般法規に従ひ且其全躰若くは一部の機關(數多の教會區の如し)に法人格を與ふるか如きも他團躰が既定の法律に従ひ直に之を享有することを得る場

合には是亦其創立と同時に當然之を得べし其他團躰事件の性質に屬するものは充分なる自治の權を與へ決して其組織吏員の任命と教育及其財産の管理に立入るとなし又教會教社は一般の關係に付ては普通法に従ふ可きものにして其自ら規定したる組織及び吏員其他の權利義務に關するものは普通團躰の定款と同じく法律上の効力を有し且之に據て權利を生ずるときは通常裁判所に出訴するを得べし之に反して如何なる特許をも與ふべからざるは此主義の結果なりとす故に懲戒權の行使或は教費の徵收に付き行政府の保護を與へ又は教師及び教會の建造物に免稅するが如きは之を爲さず況んや國庫より俸給を與ふるをや然りと雖も國家は教會教社を他の團躰より惡しく取扱ふべき謂れなきを以て之に對し一種の防壓手段を用ゆるを得ざる者とす刑法に於て特別の情況に關し規定を設くるは此限にあらず

〔十四〕 政教分離制の實行(北米合衆國白耳義以太利獨逸)

政教分離制を實施したる標準國は北米合衆國なり此國に於ては其國法上に此主義と相容れざる單行法規を出すと尠からずと雖も要するに其全躰を行ひたりと謂ふを得べし

(一) 一千七百八十七年九月十七日の合衆國憲法は又其第六條第三項に左の規定をなせり

宗教上の宣誓は合衆國の官職に任し若くは公の信用を、保維する方式と爲す可からず

又(第一修正案)國會は宗教の制度に關し若くは其自由なる實行を制限する法律を定む可からず

凡そ國家が其關係を規定するに當ては教派の意見如何に拘はらず全く獨立なる可しとのことは最大の原則なれども尙其例外あるを免れず即各國の中『ベンシルバニヤ』新約克の如き戰爭を厭

忌する教派のものには兵役義務を購ふとを允許せしが如き是なり猶各邦に於ては日曜日に勞動諸興行遊散を爲し或は火酒を販賣するを禁止するに刑罰を以てするもの多し此事は純然たる國家的の顧念に由り或は教徒の日曜祭事を障害するを防ぐの必要に由るとあれば直に以て右の原則に反するものと謂ふ可からずと雖も而も其无邪氣なる辯散を禁ずるに至ては必要の程度を超越したるものと謂はざる可からず蓋し此の如き規定を存するは此國大多數人民の日曜祭事を重ずるの意嚮に依るものなり然らずんば裁判上業に已に憲法違反の者として排撃せられたるや必せり然れば各邦政府を始め合衆國大統領に至る迄時々其國民に向て感謝日、懺悔日、潔齊日等を告示するを恠まず又適、大統領「ゼツフルゾン」氏の如き合衆國政府の此の如き權能に關し其國法上充分理由ある疑念を抱きたるものあるに拘はらず一人の同意者を

得ざるも畢意同一の事情に由ると明かなり又同國議會の開院を爲すや慣習として祈禱を行ひ之が爲め特に任命したる教師に俸給を支拂ふが如きも亦同様なり是に就ても主義より云ふ時は祈禱のことは各宗の自ら爲す所に任ずるこそ正當ならん終に蒞んて尙ほ此主義と一致すべからざるものあるを言はん「コンチクチカット」「ペンシルバニヤ」及び「マッサキユウセツ」諸邦に於ては往時「ピリタン」信徒の意嚮に成りたる誹神罪なるものを公認し他人の宗教的感情を毀損し若くは公衆の忿恚を起すの點より罰するに非らず寧ろ上帝其ものに對する犯罪として刑法上の罰を科するを見るは是なり

右に等しく「諸教派は如何なる特權をも享有す可きにあらず」との原則も履行に至らず國內殆皆教會財産の國稅縣稅町村稅を免除し殊に「ビルジニヤ」「コンチクチカット」「テキサス」諸邦の如き教

、師には全く兵役並に陪審の義務を免除するに至れり

之に反して今又教社を普通法以外に制限する法律規定の存するを見る此法律は宗教團体の所得及び財産特に其不動産所有の増加に對し一定の制限を置きたるものなり北米國の法律には單に世俗的の目的なる諸団体に對しても此の如き財産上の制限を設けたる例少からずと雖も未だ諸種の教社に對するが如く其財産收得の最高額に付甚しき等差を附したるものあらず是固より國家が教會及び宗教団体に對する特別處分に外ならずして其目的とする所は彼の資産力の非常に増加するを防禦せんとするに在り此他各邦の法律中(ベルジニヤ)一般に宗教上の目的の爲め遺贈を爲すとを禁じ或は『ヘンシルバニヤ』新約克『ジャーヴァ』『ミチガン』『デラウァ』等の如き生存者間の贈與又は遺贈は其遺言書又は與贈書が遺言者又は贈與者の死亡前一ヶ月二ヶ月或は一年等の

の如く一定時限を経過し且つ或は特別なる方式を踐行したるものに非ざれば無効と爲し又中には遺贈額を其婦又は近親のため遺言者又は贈與者の資産の或部分までに制限するものあり(新約克、ジョウア)

終に法人に付之を言はんに『ベルジニヤ』の如きは箇々の法律を以て教徒團體及び團體の機關に全く法人の權利即ち法人會社たることを禁止し唯一定の目的に限り所謂 TRUSTEES と稱する主管者をして財産を收得せしむるものあり此主管者は形式上其財産の所有者なれども實體上獨り教社のため其財産を使用するとを得せしむ之に反して他の諸邦に於ては一定の制限を設けたり即ち法人と爲さんには或は立法院の特別なる決議を要し且一度既定の法式に隨ひ法人格を享有するも尙ほ立法院の取消權を留保し或は年限を一定するものあり(更新を爲すこと得るは勿論なりと

す』ゼオルジャ』は十四年とす或は又單に團躰は米國人より成立するを要すとせるあり而して又法人たるべき團躰の機關に一定の條件を設け就中彼の財産主管者は其總員若くは其過半數を俗人ならしめざる可からずとするもの多し此他教會の一役員を以て會社一名單獨會社を組織するを禁ずるものあり此禁令は即ち加特力教會に對し設けたるものにして其目的とする所は教監等か一般の教監區の爲め設けたる教會財産の所有者又は管理者たるを防ぎたるものにして間接には教監職或は其職祿を法人たらしむべき教會法上の理論を起さざらしめんとするに在り

歐洲諸國中政教分離主義を採用したるものは第一に白耳義なりとす此國に於て千八百三十一年二月七日の憲法に於て特別の條項を設け此主義を理論上尤も痛切に説明せり其條項左の如し

第十四條 教儀の自由且之を公然執行する~~を~~並に其思想を發

表するとの自由は其方法如何を問はず之を擔保す但し是等の自由を行ふに付犯す所の罪を處分する權を留保す

第十五條 何人と雖も或る教儀上の行爲及び其祝祭に加名するとは如何なる方法に由らず之を強制するとなし其休日を守るとに就ても亦同じ

第十六條 國家は教師の任命設置に付如何なる干涉をも要求するの權なし又教師が其長上と交通し若くは其禁令を公布するを禁ずるの權なし但し制令公布に付印刷發行に關する通常の責任は此限にあらず

法律上の婚姻は常に教師の婚儀執行に先つを要す但し法律に因て例外を定むる場合は此限にあらず

第十七條 教育は自由にして各種の豫防的處分を爲すとを得ず犯罪の制裁は獨り法律に依りて之を規定す

第十九條 白耳義人は平穩に且武器を携帯するとなく集會するの權を有す但し此權を行ふに付、定むる所の法律に服せざる可からずと雖も豫め許可を求む可き規定を設くるを得ず本條は警察規則に屬すべき屋外集會に適用せず

第二十三條 白耳義人は結社の權を有す此權は何等の豫防處分に服せしむるとを得ず

然るに此主義の加特力宗に適用すべき範圍は甚だ狹少にして恰も教會は國家を離れて法律に事實に兩ながら其關係を離脱するに係らず國家は反て教會の羈絆を脱すると能はざるが如しこれ此國には他宗のもの甚だ少く實際宗教は唯加特力宗のみなるが如き事情に依ると雖も此主義は已に憲法上國家の不利に破壊せられたり憲法第百十七條に曰く

教師の俸給及び恩給は國家の負擔とす之に要する金額は年々

豫算に於て之を定む

此の如く國家は白耳義の教師に俸給の支拂を擔保し以て政教分離の原則に反對の意見を公示したり其故は教徒の行動の國家の目的利害の爲め重要にして其國費を抛て養はざる可からざる義務ありと爲したればなり然るに國家は教師職の設置及其任命官吏に何等干渉するの權なく從て有給教師の人員に關し斷えず羅馬教主黨と論争を事とし甚しきは已に敵するの教師に糧を貸して戰はしめざるを得ざるの情況に陥れり加之結社の自由を制限せざりし爲め精舎の増加非常なるに至れり而して精舎は法人格を有せずと雖も其財産は精舎の一員をして表面上所有者たらしめたるに拘らず亦甚だ之が増殖を致せり又教師は教育事業に付、上は獨立なる『ロウエン』の加特力大學校より下は普通小學校(五)に至る迄大勢力を振へり要するに白義耳に於ける政教分離實施の

状態は教會の懲戒裁判及び其上納金徴集のため國家の共助を與へず又其職務上の行爲に付一般人民と別異せず且其結婚に法律の効力を付せざるに止まり之を除けば全く不自由國に於ける自由宗教と言ふも誣ひざるなり

- (一) 一千八百八十一年始めて政府は法律上少くも外國教師の白耳義國に於て執務するを禁ずる權利を得たり
- (二) 一千八百八十一年白耳義政府は俸給及び宅料として四百二十三萬二千四百三十弗克を支拂ひたり(恩給及び疾病救助は此他とす)
- (三) 舍員の數一千八百四十六年乃至一千八百六十六年間に一萬一千九百六十八人より一萬八千九百九十六人に増加し其最後の年には住民二百六十五人に對し『オルデン』社員一人を生したり
- (四) 一千八百六十六年に精舎の類百三十ヶ處にして出張所を合せて總數千三百二十二ヶ處を數へ單に不動産のみの價格二千三百三十九萬七千九百六十四佛克あり
- (五) 一千八百四十二年九月二十三日の小學校條例に依れば加特力教師は宗教及び道德の教育を必要科目として擔任し且つ學校監督の任務を分擔せり然るに一千八百七十九年の新法律は學校を無宗旨とし宗教々育は私事として親族若くは宗教々師の爲す所に一任し唯科外の科目として教授せしめたり此に於て加特力教師は父母に説て其子弟を加特力學校に送らしめ以て官立學校を傾けんとを企てたり

白耳義に次で觀察す可きは以太利なりとす此國に於て自由國家に於ける自由宗教(Libera chiesa in libero stato)なる語は「カノール」民の始めて唱道する所にして(千八百六十一年三月二十五日の代議院に)即ち羅馬を以て自餘の伊太利國と合併するに及び政教分離の主義を實行せんとしたるものなり

伊太利國は羅馬を其版圖に歸せしめ千八百七十年此に一統を告ぐるや其立法者は翌年五月十三日の所謂保證法律なるものを



以て『カプールの』の聲言したる所を實施せんと欲したり然れども氏の撰定せし法語は相當なる批評家『ミンゲッチー』氏の證する如く全く教主の俗界的權力を排除するの結果或は外國其他加特力のもの、教主及び加特力教會の獨立に影響を及ぼすことなきやとの疑懼を慰せんが爲めにして固より『カプールの』も此條件に付新國家と加特力教會との間に平和の關係を定めんと欲せしと疑なしと雖も此聲言の意味は甚だ不明瞭なるを免れず今此法語は前述の對等主義の如く政教兩權を各自固有の範圍に於て完全なる獨立を得せしめんとするに在ては其の實施に至りては何れか一方の不利を來たすを免れず特に教主の完全なる獨立を認むる場合には必ず國家の不利に歸せざる可からず然るに之れに反して法語の意は此に所謂政教分離にあらんか加特力教會は法律上唯一箇の私設會社と見做すに過ぎず隨て國家の主權は大小各般の關係に付き教會の上に加はり教主は單に加特力教會なる一私設會社の首長たるに止まり固より之を伊國主權外に放ち全世界の加特力教者を満足せしむ可き獨立の地位に立たしむべきに非ざるや論を待たずとす

然るに伊太利の保證法律は其國情已む可からざるものありと雖も此の如く相矛盾する意見を執て實地に施さんとしたるを以て其規定する所實に無主義にして或は對等なるが如く或は分離なるが如く或は又教會をして公然特許を有したる營造物にして而も國家の監督權に服す可きものたらしめしが如く其歸着する所を知らざるに至れり

今其梗概を述べんに保證法は第一着手として教主に與ふるに廣大なる數多の特權を以てせり即ち教主其人は主權者にして且侵す可べからずとし國家の主權に服せしむることなし其他主權

者の有す可き名譽權并に其身躰及び宮殿保護の爲め護衛兵を備ふるの權を有せしめ又伊太利國王と同様なる刑法上の保護を受け又一國主權者と同じく國際法上の持權を有する公使を接受し及び之を派遣するの權を有し或は教務上總ての職權を行ひ且つ羅馬の大小教會に教會を揭示せしむるの自由を有し又教主の領地は官吏の職權を加ふるを許さず尙ほ各種の租稅及び賦課を免じ公用徵收の義務なきものとす以上の特權中其國際法上の變例に屬するものは之を舍き教主の地位を國家の主權外に放置し或は普通法に反する許多の權能を授けたるが如きは即ち國家及び教會分離の主義に背馳するものと謂はざるべからず然り而して其權能の行使は時として伊國と外國との間に紛議を生ぜしむるの媒たるものなり然らば彼の對等主義に據るものとせんか此の如きの特權は其原則上必要の範圍を脱したるものと云はざる可

からず何となれば單に自由教會の主權者たるべき教主に俗界の主權者と同一なる地位を附與したればなり其他教主闕位の間は官吏に『カルヂナール』の身躰自由を妨害し或は教務總會又は教主選舉會場に侵入するを許さず又純然たる教務廳又は議會に屬する書籍簿冊諸表は之を檢閲押收するを許さず又職務上羅馬に於て教主の行政に干與したる諸教師に對しては國家の審問を受け又は答辯を爲すの義務を免除するが如き皆對等主義の範圍に屬せざるものなり

此他猶國家が政教分離主義に反して教會の高等行政に助力する事項を掲ぐれば教主選舉會及び教務總會を保護する爲め必要なる處分を爲し或は教主に加特力界との交通を便ならしむる爲其郵便電信局を使用に供し特別の恩典を付せり又國家は教主に年金を支拂ふの義務を定めたるも是教主の領地及び收入を奪ひ

たる賠償と見做すべきものなり

之に反して國家が高等教職就中教監を任命又は選舉するの權並に教監の爲すべき國家に對する從順の宣誓を廢し又加特力教々師の自由に集會する權利に特別の制限を加ふること或は教務廳の發する法令の公布及執行に國家の裁定認可<sup>エキスプロイタツト</sup>其他各種の干涉を要することを止め尙教師の職務及其懲戒に關し一切職權濫用の上訴を許さざることゝしたるは何れも前記の制度に適合せる者と謂はざるべからず其他等しく此の制に依據せらるものと見るべきものは他面に於て教廳の命令の強制的執行力を全く否認せる如き教廳の處分より生ずる法律上の効果を普通裁判所の判斷に委ぬる如き又其處分の當否并に其公の秩序及び私人の權利に背馳するなきや否や殊に其犯罪を構成するなきや否やに關しては一般國法又は刑法に依り判定すべきものと爲せる如き是なり

り最後に保障法律の發布後始めて民式婚姻の制を全國に強行したることとも亦對等主義に符合せるものとす

又加特力教會を以て國家の教會監督權に服する公法上の一造營物と見做すの主義を取れるが如き形跡は第一に教主選舉會の保護及び郵電交通上の恩典に關する前掲の規定次に教會領の規則を定め若くは大小教職領を教監及教師に附與する教廳の法令に限り依然國家の裁定及び認可を要せしむること(羅馬及び郊外の教監區は之を除く)終りに大小の教職領を附與せらるゝものは王國臣民たるを要する規定(同じく前掲の區域を除く)の諸點に於て之を觀るを得べし

獨逸國に於ては之に反して政教分離の原則により其關係を規定せられしものは獨り公共の生活に重要な關係を有せざる諸教派(基督教派と否とに拘はらず)に止まり大宗教たる基督諸教會に

對しては今日に至るまで此の原則の實行を見る能はざるなり而して小教派の此に至れるは端を十七世紀に發し當時各邦殊に「ブランデンブルグ」國は主教と共に外教を認容したるが故に此の實例が漸々其範圍を擴張するに従ひ從來の國教主義に基づく信教の統一は日を追ふて弛緩し其終に今世紀に及び政教分離の原則を取るに至れるも殆んど自然の數と稱す可きなり或は當初認容せられたる教派の有したる地位に於て既に此原則の實行せられたるを視るを得べしと云ふものあれども其の法律上の地位は反て國教主義の觀念と主教の保護との爲めに重要なる制限を受けたるものなれば謬説たるを免かれず即ち國家は該教派に布教の自由を許さず又甚だしく其の内部の事件に干渉し毫も新教の國主が其國の舊教に對し教監の權を行ひたるるときと異なるなかりき其の他該教派の信徒は一定の宗教上の事件に關しては主教と

關係を有し(此れ一國信徒の統一を維持するを以て必要としたる舊時の思想の遺物に外ならず)殊に主教の牧師職強行の制に服從し例へば牧師の行爲就中洗禮又は婚式は主教の教師より之を受け若くは少くも之に手数料を支拂ふを要し時としては主教の建造物を營繕するが爲め其の他の賦課金を納めざる可からざりしなり夫の寛大主義なる千七百九十四年の普國普通法典の如きは公然採用したる教會即ち特權を有する基督諸教會と共に他教にも國家の認許を與ふること(所謂認容せる教社)とせるも尙後者の信徒に負はしむるに出生死亡及び婚姻を其の地の牧師に届け出で教會名簿に登録を受くるの義務を以てせり

翻て此小教派の信徒の國法上有する權利如何と云ふに是亦明かに政教分離の原則に違反し今世紀に入りても猶特權を有せざる基督教派の信徒は特權を有するものゝ信徒と全く同等の權利

を有する能はざりしが茲に千八百十五年の獨逸聯邦條款第十六條に於て始めて其私權公權の同等を承認したり

然れども此間の宗教認容の主義は益増進せられ國教主義に基づける從來の状態は日一日に時勢に適合せざるものとなれりされば千八百四十八年『ランクフルト』の會議に於て國家と教會との關係に付き討議するに當り加持力黨が教會の自由即ち政教分離の要求を提起するや時に自由の壯語は全州を震撼し白耳憲法を以て憲制の模範と見做せるが如き際なれば到る處贊同を博し終に從來の國教主義は獨逸固有の歴史的沿革あるにも拘はらず又各教會教社に固有の特質あるをも顧みず僅に抽象的原則を掲ぐる數條の法文の爲め廢棄せられ獨り政教分離の主義の三時勢に適合するものとして採用せらるゝに至りしも當然の結果なりと云ふ可し今千八百四十八年所定獨逸臣民權利義務法を見る

に其第五章に於て實に左の規定を掲げたり而して此の各條はすべて翌千八百四十九年三月二十八日の獨逸帝國憲法に移され其第五章第四百四十四條乃至第五百一一條に置かれたるものなり

第十四條 獨逸人は完全に信仰及び本心の自由を有す何人とも其宗教上の所信を發表するの義務なし

第十五條 獨逸人は共同して私宅又は公開の場所に於て宗教上の儀式を行ふに付き何等の制限を受くることなし此自由を行ふに際し犯したる犯罪は法律に依り處罰す

第十六條 私權公權の享有は信教に依り何等の制限を受くることなし臣民たるの義務は信教に依り之を免るゝを得ず

第十七條 各教社は獨立して其事件を處理することを得るも普通國法の規定に服従するものとす

何等の教社と雖も他の教社に對し國家より特權を享くるこ

となし國立教會は自今其存立を認めず  
教社は新に之を設立することを得其信仰は國家の承認を受  
くるを要せず

第十八條 何人も宗教上の行爲又は祭式を行ふことを強制せ  
らるゝことなし

第十九條 宣誓は自今左の式に依るべし  
上帝希くば予を助けよ

第二十條 婚姻は民式を執行するに非ざれば民事上の効力を  
生ぜず宗教上の儀式は民式を終りたる後に限り之を爲すこ  
とを得

信教の差異は婚姻障礙の原因となることなし

第二十一條 民籍簿は官廳之を管掌す

此の規則は當時終に其の實行を見るに至らざりしものなりと

雖も其惹起したる風潮は頗る悔る可からざるものありて既に此  
時より二三の邦國即ち普漏士<sup>(二)</sup>ヘッセン<sup>(三)</sup>『オルデンブルグ』<sup>(四)</sup>『ザクセン  
コブルグゴータ』<sup>(五)</sup>等が信教の自由のみならず教社を組織するの自  
由及び公然宗教上の儀式を行ふの自由を認めたるにても其一斑  
を知るに足るべきなり尤も此の原則は巴丁<sup>(五)</sup>に於ては千八百六十  
年に瓦耳天堡<sup>(六)</sup>に於ては千八百六十二年に至り漸く其實行を見る  
を得たるも其他の諸國に在りては一定の要件を具ふる教社に認  
許を拒むを得ざるも猶其新設には國家の認許を要すとなし依然  
舊制を確守せり例へば素遜國<sup>(七)</sup>の如き是なり

(二)普國憲法第二條に曰く信教の自由宗教上結社の自由(第三十條及  
第三十一條)及び共同して私宅又は公開の場所に於て宗教上の儀式  
を行ふの自由は之を確保す

公權私權の享有は信教に依り異同を生ずることなし

第一部 國家と教會の分離(政教分離)

百十

宗教上の自由を行使するが爲め私法上又は臣民たるの義務を免かるゝことを得ず

第三十條に曰く普國人は刑法に違反せざる目的の爲めに結社を爲すの權を有す

法人の權を附與すべき要件は法律を以て別に之を定む

(二)「ヘッセン」國千八百四十八年三月六日の布告に曰く宗教上の儀式を行ふことは凡て自由とすと

千八百七十五年四月二十三日の教會及び敎社の國內に於て有する地位に關する法律は現行のものにして其第二條に曰く前條の外、現存又は將來設立する敎社も亦公然禮拜を行ふの權を有す未だ法人權を有せざる敎社には規定の要件を證明したるとき之を付與す

第三條に曰く敎社は新に設立することを得、其の宗則及び信仰は國法の規定及び善良の風俗に反せざるを要し且つ之を以て他人の公權私權及び宗教上の權利を侵害するの用に供するを得ず

(三)「オルダンブルク」千八百五十二年十一月十二日の憲法第三十二條

に曰く臣民は完全なる信仰及び本心の自由を有す

第三十三條第一項に曰く私權並に臣民公民たるの權利の享有は信教に依り何等の制限を受くることなし

第二項に曰く臣民又は公民たる義務は信教に依り差異を生ずることなし又信教に依り此の義務を免るゝを得ず

第三十五條に曰く何人も宗教上の行爲又は祭式を行ふことを強制せらるゝことなし宗教上安息日の遵奉に關する規則は法律を以て之を定む

第三十六條に曰く臣民は共同して私宅又は公開の場所に於て其宗教及び儀式を行ふに付き何等の制限を受くることなし

此の自由を行ふに由り犯したる罪は法律に依り處罰す

第七十五條に曰く普通結社及び集會に適用すべき規定は法人の權を有する敎社には之を適用せず

第七十六條に曰く敎社は新に設立することを得其信仰は國家の承認を受くるを要せず

第一部 國家と教會の分離(政教分離)

百十二

第七十七條に曰く從來法人の權を有する教社(Religionsgesellschaften)(宗教團體)には其權を確保す其他は法律に依りてのみ之を附與することを得

(四)「ザクセン、コフブルグ、ゴータ」の千八百五十二年五月三日の憲法第三十三條に曰く信教の自由其宗則の刑法又は善良の風俗に反せざる限りに於て宗教上結社の自由及び共同して私宅又は公開の場所に於て宗教を行ふの自由は之を確保す

第三十四條に曰く公權の享有は信教に依り何等の制限を受くることとなし臣民たるの義務は信教に依り之を免かるゝを得ず

第三十五條に曰く如何なる教社と雖も宗教上他の教社に對し特權を受くることなく國家は平等に凡ての教社を保護す教務廳の發する命令は豫め政府の認許を経るにあらざれば之を公布又は執行するを得ず

(五)巴丁國千八百六十年十月九日教會及び教社の國內に於て有する法律上の地位に關する法律第三條に曰く教社は自由に之を設立することを得、其の宗則及び信仰は國法の規定及び善良の風俗に反せ

ざるを要す各教社は國家の保護を受けて自由且つ共同に禮拜を行ふの權を有す(即ち巴丁國に於ては以上舉示せる各國と違ひ之に禮拜の公行を許さざるなり)

(六)千八百七十二年四月九日の外教徒組合に關する法律第一條に曰く公の法人として國家の承認を経たる教會の外新たに教社を設立するは國家の認許を経るを要せず

前項の教社は私宅又は公開の場所に於ける禮拜に於て自由且つ共同に教儀を行ふの權並に獨立して其教社の事件を規定し且つ管理するの權を有す

然れども教社の信仰宗則及び行爲は善良の風俗又は公の秩序に反せざることを要す

第二條に曰く前條教社の信徒が宣誓の代りに用ふるを得べき他の誓式及び其要件は勅令を以て之を定む

(七)索遜國千八百七十年六月九日外教徒の婚姻及び民籍簿に關する法律第二十一條に曰く結社又は組合にして特別の信教を行はんと



するものは國家の認許を経るを要す此の認許は教務省其定款を認可するに依り之を附與す

其定款に定めたる教旨及び禮拜の方式が上帝畏敬の道、國法に對する從順、及び善良なる風俗に反せざるものは信徒の員數若くは資格に於て適當に永續する能はざるの恐なきとき之を認許す

認許を得たる教社は國家監督を受け一定の場所に於て禮拜上の集合をなし其場所又は信徒の私宅に其教義に基づく儀式を行ひ且つ別に説教師其他の教師を任設するの權を有するものとす

此の如く獨逸國に於て實行せる政教分離の原則は僅に狹隘の範圍に止まり且つ其範圍内に於ても一面には其原則を完全に實行せしことなく教社の法人權を取得するには往々特別の條件を必要なりとし「普漏士及び『オルデンブルグ』」又他面に在ては一部の教社殊に法人權を有する者は帝國又は各邦の法律を以て進んで幾多の特權を附與したり今此特權の重要なるものを擧ぐれば帝

國刑法第百六十六條<sup>(一)</sup>に依り侮辱に對する保護を受くること及び各邦法律に依り他の結社殊に政治上の結社に適用せらるべき一般の制限を免除せらるゝこと是なり

(一)何人と雖も公然上帝に對し不敬を加へ因て公憤を起さしめたるもの公然基督教會又は帝國に於て社團權を有する教社若くは其制度儀式を侮辱したるもの並に會堂其他の宗教上の集會場に於て侮辱の行爲ありたるものは三年の禁錮に處す

第二部 近世の國家特に獨逸國に於ける國家及び教會關係の規定

第一編 總論

第一章 國家の至高權、教會其他の教社の地位を規定する國家の權利

〔一五〕現時開明國家が國家と教會との關係を規畫するに當り必ず守らざるべからざる本領二あり其一は即ち國家は其領土内に存在する總ての團體殊に其の一たる教會及び宗教組合に對して至高權を有すとの原則にして他の一は即ち良心及び信教自由の原則詳言すれば各臣民は其の所信に従ひ或は宗教に歸依し或は之に歸依せざるの自由及び同志と與に共同して宗教上の儀式を行ふが爲め結社若くは集會するの自由を有すとの原則是なり此

二個の原則は今日に於ても尙舊教派の排斥する所なれども畢竟政教一致若くは教國主義又は教會領に對する直接或は間接權力の思想に基くの論に外ならず又第一の原則も所謂對等論者の論難する所たるを免れず然りと雖ども舊教教會が數世紀以來各國に對して惹起したる各般の紛擾は全く彼徒が其抱持せる意見を時勢に逆て遂行せんとしたるに因るものにして近時の教主黨も嘗て舊教々會が羅馬皇帝「カル」大王及び第十一世紀以前獨逸皇帝の最高權を甘諾し且つ第十三世紀及び第十四世紀の終末以降國家主權を以て國教主義を厲行したることあるを遺忘したるものなり尙之を換言すれば舊教々會は其創立發育以來常に「カノン」法に憑りて維持したる主義は唯比較的僅少なる歲月の間而かも其間俗界の權力と鬭争して僅かに主張し得たるに過ぎざるを遺忘したるものなり然れば舊教々會は其權勢維持の爲め時効の經

過に因り確固たる地歩を占めたりとのとだも之を證明する能はざるものなり

今原理上の觀察を下すときは彼徒が政教一致の主義を以て國家教會の關係を制定すべしとの要求は不當たるを免れず此要求たる苟も近世國家論の一斑を知り教主黨に阿諛せざるものならんには決して首肯するとあるべからず是を以て近世國家の成規は一も此主義を採用したるものなし他なし各國自から原則上其の領土内に於ける教會其他の教社の地位を規定する權利を主持するものたるを信ずればなり

(一) 國家が教會其他の教社に對し最高權を有すると並に良心若くは信教自由及び宗教自由を認むるの理由は茲に之を辯明するの餘地なし之に付ては「ガ・ライヌ」普通國法論三十四節及び五十二節以下殊に六十節四號を參看すべし又後の「一七」を參看す可し

第二部 國家至高權、教會其他教社の地位を規定する國家權利百二十

現今教門政治論の趣旨とする所大要左の如し

抑も教會殊に舊教教會は社會に必要欠くべからざるものなるも徒に上帝の創立に係るが爲めに非ずして實に人類なる者は獨り教會の媒介に依りて始めて永久の生存を全くすると得べきものなればなり而して聖主基督は教會が一定の形骸を存すると詳言すれば教主並に教監を奉戴し教師政府を組織せんことを希望し教會に授くるに國家に對して不羈獨立なる天職を以てしたれば教會は最高完美の社會にして他の人類社會殊に國家よりも尙優等の地位にあるものなり其れ然り教會は上帝の創立に係るのみならず社會萬般の關係に於て人類と神との關係を媒介すべき絶對的必要のものなれば凡俗の目的を有する總ての社會就中國家の如きは常に服従せざるべからざる高尚脱俗の目的を有し而して人類なるものは天命に従ひ永劫の安心立命を圖るを以て唯一の専務と爲さるべからざるものなるが故に最高の營造物として人類宗教的生活の全般を指導し且つ國家の上にも不羈獨立なる教會は人類の行爲全

體を統御すべきものなると亦決して疑ふべからず蓋し人類の行爲たる如何なる目的に出でたるものなりと雖も一として宗教の眼界を超脱するものあらざればなり

今假りに上述の前提を理なりとせば此結論は深く非難すべきにあらずと雖も其の前提たる單に舊教教會即ち人間より成れる教師政府の主張要求する所たるに止まるが故に其正當なるを辨證せんと欲するも能はざるなり而して此前提を理ありとすると否とは一に信仰の厚薄に由るとにして人は必ずしも之を信仰せざるべからずと云ふにあらず况んや是れ寧ろ舊教教會と新教教會及び他教派との争點なるに於てをや若し夫れ舊教教會が他の各教派に其存立の權あるとを否認し且つ其見解及び信仰を以て則るに足らずとなすに至ては之れ以問答問の謬論なりと云はざるを得ず如何となれば彼等は據る所なく且證す可からざる神の創立を以て其根據となせばなり近時教主黨が國家の正當なる要求を辨駁せんが爲め屢引用する所の聖徒「ペトルー」の「人に從はんよりは寧ろ神に事へよ」と

第二部 國家至高權、教會其他教社の地位を規定する國家權利百二十二

の語は按ずるに人とは教師教長の謂にして國家を指示したるものにあらざ固より個人の良心自由を擁護せんとしたるものなるが故に何人と雖も神を以て教主若くは舊教教監に擬すると能はざるべし又聖徒「パウルス」は「何人も己に對して權力ある上司には服従せよ神に由來せざる上司なければなり」と言ひたることあるも此の意味を以て上司に對する服従は教會領に對する教主の直接若くは間接權力と調和し得べき限度に於て存すと解すると能はざるなり

(二)『ゲフケン』の「國家及教會論」は國家の最高權を否認せず亦「マルテンス」も基督は決して國家及び法律論殊に教會の國家に對する關係及び兩個權力の順位に關する法則を説明したるとなしと云へり此二氏は皆舊教派の學者なり

是故に政教一致の主義を根底となす國家と教會(詳言すれば舊教々會)との關係組織は教主黨の熱望する所たりと雖も苟も國家が自己を抛擲せざる限りは決して顧慮すべき價值あるものにあ

らざるなり

(一) 政教一致主義の實際上の堪能力は千八百七十年崩壞したる教會國家の末路に鑑むべし此國家は教主黨の意見に依れば完全なる模範國たるべきものなり然れども腐敗甚しく又國政を紊亂し却て益其理想に遠ざかりたる彼の如きは他に其例を見ず

則ち國家は其至高權を以て自己と教會其他の教社との關係を定むる權利を有するものたるや明かにして國家が其立法を以て規定したる制度は縱令教會及び教社の實質上正當なる要求を障害するとあるべきも其領土内に於ては形式上有効なる法律と認めざるべからず而して其權力の及ぶべき實質的範圍は第一に現今争ふべからざる良心自由の原則次に近世國家の性質尙ほ教會及び教社一般及び特殊の性質并に民衆生活上の狀況に依りて定まるものとす

(一)『ヒンシュース』著「獨逸各國政府の地位」と題する書に於て「全能」な

る語辭を用たるは亦此意に外ならず『ドイヴェー』(教會法雜誌第十一卷第四百十四頁)は國家は最高權を有すれども絶對的權力に非ざるが故に國家主權は其國家存立の倫理的原因に伴ふ限界を遵守せざるべからず譬へば國家は良心自由の原則を廢止する權なしと論争すと雖も其所謂限界とは果して倫理上のものなるか將又法律上のものなるか漠として捕捉すべからず換言すれば『ドイヴェー』は其所謂限界を超越する法律は形式上に於ても法律の効力を有せずとなすか將又た此法律は實質上背理のものと評するにあらざるか大に了解に苦む所なり『ドイヴェー』と雖も恐くは天下唯一の教派たる羅馬舊教を以て永遠に西班牙國民の宗教と定め異教は總て之を禁止したる千八百十二年の西班牙憲法を以て良心自由の侵害即ち所謂限界を逾越するが故に無効なりとは斷言するを得ざるべし

## 第二章 國家及び教會關係の狀態

### 第一節 良心自由の原則及び其結果

〔二六〕近世國家に於て良心自由の原則を維持せんとせば  
 一、所謂政教一致の思想を以て國家と教會との關係を組織するを得ず是れ國家至高權の原則と矛盾するものなればなり古代の國教主義も亦信教強制の原則に基く者なるを以て實行し得べからず

二、良心自由又は信仰自由の承認は次の如き論結を生ず

イ、各個人は信教の趣旨に於て現行刑法に違反せず(譬へば誹毀罪、公憤を生すべき瀆神の罪、法律に對する不恭順若くは國權に抵抗することを公然教唆する罪の如き)又布教の方法に於て公の安寧秩序を害せざる限りは(例へば街路に於て愚民に對し公然無神論を説教するが如く)信教に歸依し或は歸依せざるの權を有す<sup>(一)</sup>

(一) 刑法違反の場合を除く外尙國家官廳をして直接に處罰する

ことを得せしむる法律は良心自由を完全に承認する國家に於ては見るべからず然れども國家官廳は他の權能に依り例へば集會結社、街路警察規則等に依りて處置するを得

ロ、良心自由又は信教自由は宗教自由又は教儀自由に依りて補足せらるゝを要す宗教自由又は教儀自由とは同一の宗教を信ずるもの相集りて共に其宗教及び教儀を行ふの權を謂ふ蓋し宗教上の信仰は協同勤行の傾向を具ふるものにして若し信徒をして單に家族内の禮拜を爲すに止らしめば信心の窘束を來すや必然なればなり

然りと雖も宗教自由及び教儀自由には信教自由と同一の限界あるものなり即ち刑法の遵守及び公共の國家的秩序の保持是なり而して如何なる宗教組合も其教義を口實として此限界を踰越することを得ず

上述の原則は現今獨逸各國に於ては全然或は或る程度に於て承認せられたり

(一) 故にモルモン宗に於て一夫多妻を許すに拘はらず其重婚は刑法上罰せらるべし而して禮拜堂に於ける祈禱及其他の禮拜的行爲を制限し又は公の場所若しくは道路上に於て此禮拜を爲すを禁ずる如きは良心自由或は信教自由を制限するものなりとは云ふべからず

ハ、宗教自由及び教儀自由は更に一の結果を生ず即ち各人は其所信に従ひ從來の宗教組合を脱退して他の宗に入り或は全く孰れの宗にも入らざるの權を有す而して第一之れに依りては從來の教會又は教社とは總ての關係を絶つこと第二退者は何等の國家的不利益を被るとなきと是なり

第一點に就ては一の除外を認めざるを得ず即ち従前の屬籍に因り既に發生したる財産法上の義務(滿期の手數料又は租稅

支辨の義務は尙ほ之を履行せざるべからざると是なり但し舊  
教教師の妻帶せざる義務の如き又は曩に退去したる教會又は  
宗教組合の宗教上の觀念に由來する義務の如きは之を履行す  
るを要せず

之に反し第二點に關しては苟も良心の自由を承認したる國  
家は宗教に付き正邪の區別を設く可からざること就中邪教を  
以て犯罪と看做すとを得ざるなり

宗門撰擇の自由と牽連して國家は兩親殊に父には未成年な  
る子の宗教的育成に關し獨立自由に決斷を爲すの權を附與せ  
ざるべからず

二、又國家は上述したる原則に基つき或る宗門の信徒を強て他  
宗門の祭祀に參與せしめ若くは他宗門の神聖物を崇拜せしめ(譬  
へば新教若くは猶太教徒たる兵士をして舊教教會の聖像を禮拜

せしむるが如し)或は他の宗教組合の目的に供する手数料及び上  
納金を負擔せしむるとを得ず

三、若し夫れ良心自由及び宗教自由の原則を徹底せんとせば必  
すや所謂國家教會の分離を來さゞれば能はず詳言すれば國家は  
教會其他教社の教義に拘泥せずして其公私の法制を立てざるべ  
からず即ち一面に於ては孰れの宗門に所屬するやを問はず各臣  
民をして權利の完全なる享有を得せしめ而して他の一面に於て  
は國法を以て賦課したる義務の履行(譬へば兵役に就く義務國稅  
及び地方稅を負擔するの義務の如き)は之を強要して假す所ある  
べからず

是を以て

イ、宗教上の信仰を異にせるより生ずる一切の私權及び公權の  
制限就中公職を帯び又は地方團躰及び國の代議會に參與する



資格の制限は之を廢止せざるを得ず此原則は獨逸國に於ては南獨逸諸邦に擴張せられたる千八百六十九年七月三日發布の「私權及び公權上各宗信徒の同權」と題する北獨逸聯邦の法律に依り承認せられたるところなり

ロ、國家は設令間接に身分帳簿を設備する爲めなりと雖も尙ほ各人に宗教上の行爲例へば其子をして洗禮を受けしむるを強要するを得ず寧ろ國家は國家的に身分帳簿を設備するの制度を設けざるべからず是れ獨逸國に於て千八百七十五年二月六日發布の身分登録及び結婚に關する帝國法律に依り實行せられたるところなり

ハ、國家は宗派の意見に拘泥せずして固有の婚姻法を制定し結婚の方式結婚の障害及び離婚の場合等(許否及び其原由)を規定せざるべからず

普國に於ては既に千七百九十四年の普通國法(第二部第二百七十一節)を以て全國畫一なる先づ無宗派的なる婚姻法を制定したりロに掲出したる法律は獨逸國に對して結婚の方式及び婚姻の障害となるべき事に關して此主義を實行したり蓋し各邦の法律上に於て今日尙ほ(必要的民事結婚制度の施行に由り)維持せられたる結婚障碍の規定は(教則的性質を有せざるものなればなり然れども離婚制度に關しては從來の法律則ち宗派的なる法律に於て夫婦の別居を言渡すべき場合には爾今其婚姻解除を宣言すべきことを規定したるに止まり(其他の點に就ては尙ほ宗派的臭味ある各邦の離婚法を維持する程度に於て此原則を實行したるに過ぎず

(一) 教師妻帯禁止、オルテン誓約及び教師親族間の結婚障碍は解除せられたり

(二) (七七)を参照せよ

更に此原則の結果を列舉せば

ニ、埋葬制度を規定するに當り教則の如何に拘はらず便宜埋葬するを許したると

(一) 此に關し全獨逸國に通ずるの規定なし又各邦の特別法あるを見ず通常存する規定は或る宗派に於て其宗派固有の墓地を有せず且つ公共墓地なきときは他宗の教會は或る宗派に屬する者の屍體引取りを拒絶するを得ず

ホ、國家自から祭日休日の制度を規定すると但し之を規定するに當りて一般の福利及び各人同權の主義と調和し得べき限りは教會及び教社の遵奉する慣例を斟酌すべきものとす

ハ、論者或は良心自由の結果として官職拜命職務執行又は司法事務を行ふに當り國家の要定する宣誓式は勿論概して神に依るの制を排除し之に代ふるに同一の効力ありて虚偽宣誓と同

一の刑罰を以て制裁とする「眞實の確言」を以てせざるべからずと説く者あり然れども是れ畢竟するに一般に宣誓の制度を廢止するに異らずして抑宣誓の本體は神を呼唱するにありて而して宣誓の效能及が價值あるとは宣誓に依りて招致したる神が宣誓者をして眞實を吐露し若くは其義務を誠意に履行せしむべしとするの思想に基くものなるを知らざる者と云ふべし元來國家は一般に宣誓を廢止するを得るや否や又少くも宣誓の適用を制限するを得るや否や(譬へば官吏就職の宣誓及び之に類する宣誓を廢止するが如し)は爰に之を論ずるの要なかるべし然れども苟も國家にして宣誓の制度を存置する以上は縱令ひ宗派的臭味(ニ)を帯びざる宣誓式と雖も既に其神に憑ると云ふの一事を以てしても亦人格的神を信仰せざる者に對し良心の強制を行ふものたるや敢て疑を容れず且夫れ宣誓義務

者をして自己の確信に反し宣誓を爲さしむるが如き壓制は免がれざることゝするも若し其宣誓より宗派的臭味を脱去せば更に憂ふべき結果を惹起するとなしとせず何をか憂ふべき結果と云ふ曰く人格的神の信仰を有する者をして宣誓を蔑視し神聖視せざるに至らしむると是なり然れども國家は宣誓を必要とする以上は啻に眞實の確言のみを以てしては足りりとすると能はず蓋し宣誓なるものは其性質上一定の宗教的信仰を前提となすものなるが故に宣誓に關しては完全なる無宗派主義を貫徹すると能はさればなり宣誓の必要斯の如し然れども之れが爲めに人の良心を強制するの不可なるとは前に辯明したる理由の如し故に之に處するの途は唯一あるのみ即ち「メノニ」テ「ン」教徒の如く其宗義上宣誓を排斥する宗教組合の信徒に對して特別の宣誓式を設くる各邦法律の如くすると則ち是れ

なり (三)

(一) 帝國法律の規定に於て之を見るべし裁判所構成法第五十二條刑事訴訟法第六十二條第二百八十八條民事訴訟法第四百四十六條

(二) 裁判所構成法第五十二條、刑事訴訟法第六十二條、二百八十八條、民事訴訟法第四百四十六條

ト、良心自由の結果として何人と雖も國法上就學義務を存する場合に於て自己の子弟を他宗の學校に入學せしめ若しくは他宗派の宗教的教育を受けしむるとを強要せらるゝ事なし寧ろ國家は必要なる場合に當りて多宗派學校又は無宗派學校を設備し以て需要に應すべきものとす

チ、國家は公の救貧又は疾病救助を以て特定の宗門附屬の者に限るとするを得ず

リ、最後に國家は所屬宗門の原則に抵觸せる強行的國法を遵行

せんとする臣民に對し又此等の法令に遵據して職務を執行する官吏に對しては彼等が之が爲め所屬宗門の上長より不利益を蒙らんとする場合に於て之を保護せざるべからず  
良心自由及び宗教自由の原則を施行するも必ず前掲諸般の條件を實行せざるべからずといふものにあらず這般の事たる國家教會分離の主義を一切の教會其他教社に對して執行したるの後に於て始めて望むを得べし然れども此の事たる果して正當にして事宜に適したるものなるや否やは以下説述する處に就て知るべきなり

第二節 近世國家の目的并に此目的に關し教會其他の教社に對する國家の地位

第一項 宗教との關係に於ける國家の目的

〔二七〕凡そ近世の國家は人民全般の共同生存を規律し合せて其の需要を充たし利益を増進するとを圖るを以て目的とするものなることは世論の認めて毫も疑を容れざる所なりとす  
國家は法治國なり詳言すれば國家は國民相互の共同生存及一般の關係に於て其の秩序安寧を維持するを圖らざるべからず故に此の秩序と之を保持する權力なきときは人民の共同生存得て望むべからざるなり然れば國家とは此の需要を以て基礎とし此の需要を充たすを以て目的とせる組織に外ならずと云ふを得べし而して國家が此目的を履行せんとするには必ずや相當なる外部に對するの權力即ち主權を有せざるべからざるものなるが故に法治國とは人世最高の權力府なりとも云ふを得べし詳言すれば國家は己れと目的を異にする他の共同體に對しては最高權力を有するものにして苟も國家にして法治國たり又法治國たらん

とする以上は國家たる本來の要素に於て已に充分にして毫も欠くる所なきものなり

然れども一國の人民なるものは只單に各自の法律上の目的のみに齷齪するものにあらずして寧ろ或は經濟上或は精神上道義上若しくは宗教上の目的を有するものなれば國家の作爲する準則即ち法律は彼れ人民が此等の目的を達するに於て安寧を保障するの具たるに過ぎざるなり

一國內に生存する人民は皆等しく此を以て目的とし而して等しく一國版圖内に生存するものなるが故に此の目的の實行上國家の干與せざるべからざるは當然の事にして國家が干渉するに及ばすとの理由は見出すとを得ず且つ又時勢の沿革上人事の進歩と共に却て益國家が發育を誘掖し此の目的の履行上益國家補助の欠くべからざるに至りたるを以て見るときは國家は唯單に

法治國たるに甘んぜず又進んで現時一般に是認せらるゝ所の福利國たらざるべからざるなり

然れども國家は此の如き萬般の事件を擧げて凡て己れの事件とし一々其目的を達せんとするは到底望むべからず何となれば各國民が經濟上教育上其他に於て有する目的は千差萬別決して一に歸するものにあらずして其異なるや猶各人が其面を異にするが如きものなればなり即ち各個人が生存上有する各種の目的は各個人先づ自から處理すべきこそ理の當然にして國家は箇人の爲めに此目的を實行し若しくは箇人の爲めに直接に衣食住の道を講し若しくは教育風儀宗教に關して自から其衝に當りて處理すべきものにあらず斯の如きは夫の社會共和主義論者の説く所の如く實際果して出來得可きものとするも之を行ふに當ては必ず各人平等の方法を採らざるべからざるを以て大に個人の自

由行動を制限し其結果終に國家及び人類の進歩發達の原動力を絶滅するに至るべし

故に國家は一方に於ては法律制度を定めて各個人が生存目的を現實にするの餘地を存し且つ之を保護し而して他の一方に於ては若し一箇人或は多數國民の團體を以てしても文化の程度國民の特性上到底其効を收め難き場合に於ては之を以て己れの事業となすべきものなりとす詳言すれば國家自から事に當るべきは皆に一箇人の利益に關する時にあらずして其の國民全體に必要なるときに限るものとす

然るに之に關し國家が現に爲し又は爲し得べき事項は其國家たるの本性上或る事の爲めに自ら制限せらるゝものあり即ち國家は只單に外形上或は物質的の強制権力を用ゆるを得るに過ぎずして各己人の精神上の範圍に對しては固より直接に効を收む

べき何等の手段をも有せず其外形上の権力を用ゐては僅に間接の効を得るに過ぎざると是なり學校を設置し徒弟を薰育し文化の發達を圖る是れ固より國家の當に爲すべきの事業に屬すと雖も此營造物を利用して以て自家智力の發達を望むと否とは則ち各箇人の自由權内にあるとなり又國家は法律を制定し就中刑法を設け少くも或る程度に於て人民一般の外部の行爲を律し一に道德の要求する所と一致せしめ或は教育に關する制度學校を設けて道德の觀念を養成するの権力を有するものなり然れども道德の天則悉皆を直接に現實ならしめんとするは國家と雖も亦決して爲し得べき事にあらざるのみならず寧ろ國家の當に爲すべきの責務とは云ふを得べからず蓋し國家に如何なる権力ありとするも各箇人の内心(道義の源泉たる)に立入りて之を左右すること能はざればなり

然らば其宗教に對する關係如何抑宗教とは人類各自の靈感なれば其去就の如きは最も箇人の意思に任せざるを得ざるものとする是れ人類には自然の性質上良心自由の權能なかるべからざる所以にして舊教派の見解を外にしては何人と雖も毫も疑團を懷かざる明々白々の事なりとす而して人は其天賦の性質として共同生存を爲すものなるが故に其宗教上所信を同ふするものと團結し共同に教義を行ひ以て宗教上の觀念を發揮せんとし是よりして外形に表はれたる團體を組成し其の法律上の規定を要するに至る是れ則ち教會教社なるものゝ發生する所以なりとす是に由て之を見れば共同團體は各人自由意思を基礎として成立したるものにして之に加はり或は之を退くは亦固より箇人の自由意思に存するものなること明かなるが故に國家が彼に對するの地步如何を察するに猶國家が箇人に對して或る事を信すべしと強

制し得ざるが如く此宗教上の團體に對しても亦決して外形上の權力を用ゐて或は宗教組合の創設すべきを命し或は或る者を強て宗教組合に加盟せしめ又信教を脱せんとする者に迫て尙其組合に留まるべしと云ふと能はざるなり

尙一步を進めて之を論ぜば宗教の本性上詳言すれば宗教及び教會教社の本體を考ふるときは直接に宗教の發達を圖り若くは教社の教則を規定し或は必要なる外形上の組織を定むる如きは國家事業の範圍内に容るべきものにあらずと云ふに歸着すへし然るに他の一方より觀察するときは此等團體に屬するものは多數なるが故に直接に之を管理するは則ち國家の爲すべき事業なりと云ふを得べきが如し

然れども是れ謬見なり何となれば宗教の本體は各人宗教的信仰の自由行動に胚胎するものなるが故に其管理等の如きは素よ

り各箇人の處理すべきこと當然にして外形上の方法を以てのみ行動する權力の如きは敢て干渉すべき筋のものにあらず若し夫れ外界の權力者即ち國家が直接に之に干渉するとせんか宗教の本性は爲めに攪亂蹂躪せられて宗教は徒らに強制的のものとなり其の信教強制の實施せらるゝに至りては人類が天賦の本性として益宗教上の觀念を進めんとするの希望は却て異端邪説と目せらるゝに依り新教派の發成は終に此人爲的堤塘の決壊を見ずんば止まざるに至るべし而して此の事たる國民舉て同一宗教に歸依する場合と雖も異なることなし第四世紀の終りより宗教改革の時代に至る迄の歴史を繙て熟々宗教界の形跡を案ずるに當時は國家宗教の一致説旺んに行はれ新なる教旨は凡て民を惑はすの邪説として排斥せられ宗教及教會に對し國家が直接に干渉したるとは其國教の制なると又或は神裁政治の制なるとを問はず

教會の利益を阻害したると決して少々にあらざるを見るは好箇の例證にあらずや即ち右第一の場合に於ては教會の自由生活の道を塞ぎ教會は其本來の目的を措て國家の目的を達する手段として利用せらるゝの害あり第二の場合に於ては教會は全く其本旨に悖り其天職の妨害となる目的を追求するの弊を生ずるものなり加之ならず此事たる國家自身に就ても其本來の目的を阻格し人に信教を強制して人類自然の進化に逆ふの害毒を醸成するものなり

獨逸の如きは二派の大基督教相對峙し且各分派及猶太教等の多數の教派ありて人民皆同一宗教に歸依し居らざるを以て國家は到底直接の干渉を行ふべきにあらざるなり

第二項 所謂基督教國



〔一八〕獨逸國全體に於けるも又各聯邦内に於けるも基督教信者は常に非基督教信者の數に勝る即ち人口千人に付き新教信徒六百二十三人羅馬カトリック教信徒三百六十二人都合九百八十五人は基督教信者なり世或は此關係と新舊基督教々會の沿革上及法律上の地位とを觀察し獨逸國を以て基督教國と稱し之よりして國家は基督教に對し直接且積極的の管護を爲す責務あるものなりと云ふ者あり

然れども國家とは即ち國民の多數より組織せられ而かも其國民とは自から異なる所の共同人格なりとして論ずるときは國家に冠するに基督教的或は非基督教的若しくは排基督教的なる文字を以てするは當らず何となれば共同體たる國家自身は信仰心あるものにあらず否寧ろ其本性上信仰なきものなればなり只國民の大多數が基督教徒なるか或は其實際の文化が基督教的なる

か又或は國家が基督教に對して固有の關係を有し國民の多數が基督教徒にして此關係を希望する場合に於て其國を指して基督教國なりと云ふを得べきのみ

〔一〕『ゲフケン』著「國家と教會」第五十六頁

基督教國なる語は千八百四十七年普漏士の連合議會に於て猶太人を公民となすの問題に牽連し數々使用せられたるも其意義に付て論者各其説を異にし更に一定する所なく當時論者の一人たりし宰相「ヒスマルク」侯は全く此語辭を排斥し千八百四十七年六月十五日の演説に於て基督教國と云ふときは基督の教旨を實際に布教するを以て目的とする國家と解せらるべしと論難したり此の如く議論の湧出したるが爲め「スタール」は基督教國と云ふの學説を維持主張せんとを努め論じて曰く基督教無限の功德は基督教國に於て始めて現實となるを得べく而して其國家と教會

とは必要上離し得べからざる關係あるものにして此の如き國家は其立法に於ても又其行政に於ても常に基督教に對して特權を附與せざるべからず國民は亦國を見ること猶基督を尊信して之に歸依するが如くせざるべからず是を以て國家にして基督教的たるときは其公の行爲又は命令に於ては必ずや常に基督教を承認するの形蹟を察するを得べしと而して氏は此論據に本づき斷案を下して曰く此故に政治上の權利は公認せられたる基督教の信徒に限り之を有せしむべし基督教の信徒と猶太人との結婚は之を嚴禁せざるべからず尤も各分派若くは猶太教は之を忍容して可なりと

(一) 故に「ウィンケル」は基督教國の意義を以て解すべからざるものと難せり又政府を代表したる他の論者は曰く基督教國の學理上猶太人をして國の立法又は公の職務に參與せしむべからずと又他の

論者は同一立脚點に在て而かも基督教の命ずる博愛の趣旨よりして政治上猶太人を同權ならしむべしと説きたり

(二) 『スタール』著「基督教國」

又『スタール』は新立の教派が果して基督教を以て基礎とするや否やに付ては是れ教義に關する問題にあらずして唯一般に基督的なりや否やを決するものなれば之が裁定の權は基督教國(即ち主權者及び大臣)に屬するものとし而して其基督的たると否とを定むるの徵標としては使徒教條に對する信仰を以てせず當該教派が基督教を以て神定に係るものとするや否やを以てせるも此意義に依るときは基督教なる語は全く實在なき漠然たる抽象的名稱となり了す可し何となれば其論結は基督教が其沿革上に於て異種多様の形成を實現せるを度外視したるものなればなり今此説を論究すれば國家は此種の基督教に限り學校の教科目とな

さざるべからず又國家自ら基督の教旨に由り定めたる婚姻法にあらざれば實施するを得ず等のとに歸すべし<sup>(三)</sup>而して斯の如きは『スタール』と雖も否認する所にあらずや之を要するに『スタール』の所謂基督教國を現實にするときは國家をして其本務以外のとを爲さしむることゝなり新なる國教の爲め諸他の基督教會に對し信教強制を行ふとなり其結果延て兩者の軋轢を醸成し殊に舊教派の劇烈なる反抗を惹起するに至るや明かなり

(一) 故に『モルモリーチン』教徒には全く政治上の權利を許容し猶太教徒には之を許容せず

(二) 『シヨイル』の『基督教國論批評』第一冊第百三十三頁を見よ

(三) 『シヨイル』前記の書第百三十四頁及百三十五頁を見よ

上述したるが如く論者の所謂基督教國を實現するの難きこと夫れ此の如し然るに又他の基督教國を主張するの論者は初より

國家は總て基督教の指示する所に従ひ之を立法又は行政に實行すべきものなりとの見解を以て觀察し不知或は故意を以て或る一定の教則に依れる基督教を基礎として論ずる者あり例へば『クレー』<sup>(一)</sup>『ジークホッフ』<sup>(二)</sup>『シユール』<sup>(三)</sup>の如きは此論者なり彼等の論旨は尙『スタール』の説の如く他の宗旨の要求する信教自由を排斥し國家をして敢て他宗信者を禁止せしむるに及ばざるべきも基督教とは密着なる關係を形成せしめ國家を以て基督教趣旨の實行者たらしむるか或は常に其行爲をして神學上の方向に駢馳せしむるか又或は福音的國教制たらしめんとするものなり

(一) 「唯一普通基督教教會法」と題する氏の著書を見よ氏の説に従へば基督教國は常に基督教の目的に従ひ基督教の觀念を以て且つ基督教の原則に従て行動するものにして普漏士の普通國法の規定は是に恰當するものなり何となれば例へば基督教徒たる兩親が其兒

女の洗禮を拒絶する場合には警察權の保護ある監督官をして干渉せしむる場合あればなりと又曰く新教國が舊教々會の膨脹を圖る爲め其力を致す能はざるは固より其處なるも一方に於ては舊教徒に對し其政治上の權利を制限するが如きとあるべからず何となれば新教國は苟も基督を信仰する所に於ては總て自家生存の根據を承認せざるべからず從て憲法上の機關組織は之を共同にせざるべからずと

(二)「國家と教會、基督教國の立脚點より兩者の關係を論ず附普漏士學校監督法」と題する氏の著書を見よ氏の說に従へば基督教國とは國家生存及國家行爲の意義及其爲す所の判斷が凡て基督教の勢力に服する國家を云ふに止まらず基督教及其基督教が國政に參與するとを以て國家の眞義に欠くべからざる條件と爲すものにして國家は神慮を奉戴し(新教の見解か舊教の見解か將た又單に著者の臆測に過ぎざるか疑はし)教會の神的權利に服從して(何の教會乎舊教々會を指すか果して然らば是れ神裁政治主義の見解に従ふ者と云

ふべし)教會に或る權利を附與し且教會本然の行動には自由なる餘地を供せざるべからず氏は又説きて曰く教義を異にする數多の教會其他の教社あるときと雖も基督教國詳言すれば新教國の權力は毫も傷けらるゝことなく其基督教國たることに何等の影響なしと又尙一步を進めて曰く右の多數宗派のある場合に於て生ずべき難問題を解釋するを得べきは唯此基督教國のみに限り統治上羅馬カトリック教に服從する國家は此問題を解釋するを得ずと然れども斯の如く云ふときは即ち所謂基督教國たるものは其跡を失し神裁政治主義を基礎とする新教國之に代るものと謂つべく而して何人が奈何にして新教々會の神裁政治主義なるものを立論説明すべきかは之を知るに由なきなり

(三)「新教の原則に據り法理哲學を論ず」どの題自ら已に氏の說を表白せり氏は現世に於て外界上見るを得べき方法に據り且つ益其意義を確實に表白すべき神國を作爲するを以て基督教國の問題なりとし別に基督教國絶對的の標章たる法律若しくは制度を擧げず

又同じく基督教國の主張者たる『チーツシュ』<sup>(一)</sup>は連りに前提論説の誤謬に陥らざらんことを努め往時の獨逸國及其他各地方に於て種々なる教派が并存したるの事實を擧げ説て曰く政府は尙今日と雖も等しく各種宗派を認めて而かも其立法及行政には基督教の趣旨を把持するを得べし蓋し其宗旨の相異なるは國家に對して重大なる影響あるものにあらざればなり道德上の法則たる十戒に就ては議論の生ずることあるべからずして此法則こそ則ち國家が基督教國たる所以なるが故に國家は何等の争に關することなく此趣旨を維持するを得べきものなりと然らば其純粹なる基督教國たる摸型は如何なるやと云ふに當りては何等詳論する所なし即ち彼の説に據れば基督教國寧ろ彼の口吻を學んで各宗對等的基督教國とは基督教を國民的のものとし教會を國定的のものとなす國家なり<sup>(二)</sup>此意義に於ては即前に唯一共同の基礎と

して掲出せる基督教道德法の同一てふ原則より離るゝものなるを以て所謂基督教國なるものは何等實定の意味なき空想に過ぎざること『スマール』氏の誤見に出でたると同一轍なり若し夫れ論者にして一たび二宗旨の習儀に各相異なる所あるを考察せば(假令ば結婚に付て)蓋し思ひ半ばに過ぐるものあらん彼の説に従ふときは例へば結婚に就ては基督教國が婚姻法を設け基督教信者なる國民間の結婚を基督教の結婚法と同一ならしめざるべからず而して若し信條の相異なりたる宗派あるときは(宗教改革以來婚姻法上此相違ある場合多きと人の知る所なり)其固有の婚姻法に據り尙猶太教徒にも其固有の婚姻法を承認せざるべからずとせり故に彼の基督教國とは歸する所亦教派に拘泥するものとなり<sup>(三)</sup>雜種結婚の場合に於て婚姻法各異なるときは基督教派に準據するを得ず亦孰れの婚姻法にも則とる能はずして其處置に窮

すべし而して其他基督教國が當に盡すべき積極的の行爲を擧ぐれば日曜祭典の厲行實施<sup>(四)</sup>第四級民族の看護<sup>(五)</sup>即ち基督教國は勞働者組合を保護獎勵し嚴格なる刑法を以て工場主及雇主が職工に對する過酷の取扱を抑制し、日曜日就業を嚴禁し政府宗教社會及私立の組合<sup>(六)</sup>互に庇保協力し且つ全歐洲を通じて工場に關する同主義の規則を制定せざるべからざると及刑法を整備厲行し往時に比し尙一層基督教々旨に基づく道德觀念を表顯<sup>(七)</sup>是れ基督教國たるの本性なりとすして而かも其間能く慈仁博愛の趣旨に悖らざる如くすると等是れなり<sup>(七)</sup>

(一) 「基督教國に就き」と題する氏の著書第九十二頁

(二) 同第五十二頁を見よ

(三) 同第五十頁を見よ氏は民間の結婚を以て非基督教的と云ふにあらざり而して教令に於ける婚儀が民俗の結婚方式たる効力ある所

に於て此儀式に據るべきを主張したり

(四) 同第五十一頁第百二十七頁を見よ

(五) 同第百十五頁を見よ

(六) 同第百廿四頁を見よ

(七) 同第百四十七頁以下を見よ

婚姻法に關して基督教國は基督教の趣意を標準とすべきが如く彼は其人民を教育するの義務あり權利あると共に亦宗教社會に此義務あり權利あることを認め是と協力して俱に其局に當らざるべからず又其他の教育に就ては凡て基督教倫理法の指示する所に従ひ且基督教の教儀を崇拜尊敬せざるべからず<sup>(一)</sup>

(一) 前示の書第四十七頁及第四十八頁を見よ

元來基督教國に於て猶太教を公認許可するは主義上爲す能はざる所にして<sup>(一)</sup>縱令國家は何人にも宗教上の所信を強制するを得ざるものなりとするも然れども各種の宗派に許すに或は團體を

組成し(組合としてか或は法人としてかは不明なり)或は其目的を達する方法として公なる會合若くは説教に據り人を勧誘するを得るの權理を以てすべからず只其宗旨が政府に服従するの點に於て基督教の倫理に悖る所なきか又世俗の事件或は所有權に關し政府の旨に戻るの點なきかを検査監督せば足れりとす<sup>(二)</sup>

(一) 前示の書第六十七頁以下を見よ

(二) 同第九十七頁第九十八頁を見よ

又右基督教國を主張する論者の立論は國家が直接に基督教を現實にするは國家本來の任務にあらざるとを誤解したるものなり然れども現今文化開明の駿々たるは畢竟基督教が與て大に力ある所にして其認めて以て正理となす多數の道義法則は則ち國家が立法及行政に於て常に準據として決して誣ゆると能はざるものなり何となれば國家は其認められたる道義に背く事を獎勵

し得べきものにあらざればなり而して國家が婚姻法刑法に於て一に基督教の教旨に準據せんとするは固より不可なりと雖も凡そ國家なる者が法律制度を設けて微力なる下層の人民を保護し現今の各國が國家本來の任務として當然盡さるべからざる亦現に爲しつゝある要求を實行するを得るは只獨り國家と宗教を分離し若くは猶太教を許容する國に於て始めて能くすべきとにして教會をして學校制度に關與せしめ又は日曜の祭典を厲行する等に就ては決して基督教國たるの意義を提出するを須みざるなり即ち基督教の日曜祭典の如きは所謂基督教國と雖も決して之を強制すべき地位にあるものにあらず國家は只其故障阻害を排除して且つ成る可く之を制限せば足れりとす是れ所謂基督教國にあらざる國家と雖も爲し能ふ所なり北亞米利加の如き即是なり又新宗派の設立を許可したる國は縱し基督教國にあらざる

ものと雖も苟も其新宗派が道義に悖戻する場合に於ては自由に之に對し對抗處分を爲すとを得べきなり以上に出て觀るときは論者が基督教國の問題として認めたる所のものは或は基督教國ならざるも實行し又は實行し得べきとにして又彼の基礎となすものは想像的基督教なるが故に各種の教則を有する國家の實行し能はざるものと云ふべし

以上論述したる所に據りて觀るときは學說上所謂基督教國に種々の様式ありと雖も要するに國家と教會との關係を構成するに付ては一として採用し得べきものなし獨逸の國民が多くは基督教に歸依し而して基督教々會は他の宗派に比して人民生活の上に偉大の勢力を有する情況を説明するに當りては決して此の如き意義曖昧なる基督教國を謂ふを須るす他に自から充分なる解説を爲し得べき方法ありて存す(一九)以下參看)

(一)『フオン、ハルレス』が「國家及教會或は基督教國及自由教會の解説に於ける誤見及正説」と題する著書に於て論じたる趣旨は此に説く所と關係を有せず著者は國家的組織が宗教的組織に推移し若くは宗教的組織が國家的組織に推移するを不可とし基督教國を説明して曰く基督教國とは其人民が同時に教會の信徒たるものを云ふと而して彼れは國家の意義よりしては基督教會の制を以て公法の不可分的一部分を形成するものなりと論結するを得ずと論じ別に主張して曰く基督教徒より成る國家は教會を認承し其教會の法令を以て公法的性質を有するものと爲し且つ之を保護せざるべからずと然れども彼れが斯く言ふ所は國家は教會に公法上の法人たるの資格を附與すべしとの意義にはあらず却て國家は教會の上に位して之を監督統治及裁判する權なしとし又或は之に反して教會が國家の上に位して此權を有することを認めずして双方共に他の一方が己の範圍を侵害する場合に之を防禦するの權を有するものとせり即ち著者の論旨とする所は前本文に記述したる基督教國の解説と



は自から異なりて新教の觀念を根據とせる國家教會對等説なると知るべきなり

第三項 國家の宗教に對する獨立并に教會及教社の自治

〔十九〕前章論述したる所に由て觀れば國家は直接に基督教を看護し或は意義判明ならざる基督教の基礎より生ずる諸般の要求を直接に實行すべき義務あるものにあらず又之れが適能なきものなると明瞭なるべく又此原則が獨逸の情況に照して能く肯綮に中るものなると亦自から判然すべし

凡そ國家なるものは宗教及教會に關する問題を以て凡て或る特定の共同躰即ち教會教社に委するを至當とす故に國家は此共同躰に附與するに其目的を達するに必要な自由を附與せざる

べからず換言すれば其宗旨の教義を定むる上に於て又其宗則の制定若くは機關の行動の上に於ては彼等に許すに隨意行動の舞臺を以てせざるべからず

之を推究すれば現今の國家と教社との關係を組織するに付ては左の事項を以て標準となすにあり

一、國家及國家の行動は各教會其他教社の意志、教義、及組織と關係なしとの原則

二、教會其他教社は其組織及行政事務に關し全く獨立なるべき原則

第一の原則に據れば國家は教會教社の教理的意見に顧慮するとなし公法及私法を制定し良心自由の原則を實行すべき權理あるものなりと論結するを得べし従て國家は此意義に於ける國家教會分離の主義を實行すべきものと謂ふ可し

獨逸國現今の情況を察するに政治的及個人的權利に於ては總て國民の同等を認め國家自ら民籍簿を編製し及び婚姻法の大部分を制定し以て前提の要求を實現し昔時の情態決して後來に見るを得べからざらんとす而して右第一の點に就ては已に國家的及公法的の義務同等の原則を立つる以上は從て亦國家的及公法的の權利同等を認めざるべからざるや勿論なり若し夫れ良心自由の完全に事實の上に顯はれんとを望まば公法上異教若くは猶太教の信徒を薄待し以て間接に其宗旨變更を強制するが如きことあるべからず民籍簿調製は純然たる國家的事務の性質を有するものにして往時の國家は此性質を誤認したるため民籍簿調製を以て全く教會の施爲に抛擲し只教會が其目的の爲めに調成したるものを假り用ゐたるものなれば今日に至り國家自ら之を爲すは教會の負擔を免ずるに過ぎざるなり國定の婚姻法を定め殊

に國定の結婚方式を制定するは獨逸に於ては各種の原因に因り益其必要を認めらるゝに至りたり各國に於ける婚姻法上の規定は種々ありて或は全く教理に則とらざるを原則とする所あり或は又古來因襲の教理的婚姻法の原則を採りたるものあり然れども只單に教會の婚姻方式のみに據るは到底能はざることゝなれり蓋し舊教徒の如きは所謂開明戰爭の結果として國家より公認せられたる舊教々師の欠乏の爲めに自然結婚し得ざることゝなり又國法に従ひ有効に離婚したる新教徒の再婚に際し必要なる教師の媒介を得んには其離婚が聖書の理由に適合したるときに非ざれば能はざるを以てなり

此の他現行法上他教徒の痛苦困難を感ずべき事情一にして足らずと雖も教規を異にする教派及各分派信徒間の離婚の場合に於ける如きは最も著しきものとす凡て此等の關係は當初の情態

に復舊し亦新に規定を設くるときは其弊害を除くを得べしと雖も昔時の情態に復せしむるとは獨逸民法中より別に婚姻法を除くにあらざれば得べからず而して民法中より婚姻法を除外するは出來得べからざるを以て只從來の單一なる規定は之を保持して別に離婚法を統一にせば庶幾くば不都合なきに至るべし

國家と宗教との分離すべきものなると上述の如しと雖も此原則より生ずる諸般の論結は實際の必要なき場合に於ても實行せざるべからずと云ふに<sup>(二)</sup>ならず故に國家と或る教會との間には歴史上離るべからざる關係ありて存し且つ其教派が普く一國に亘ると或る一縣若くは一地方に局限するを問はず獨占的若くは殆んど獨占的に存在する場合に於ては強て兩者の關係を打破し以て其從來良好なる結合を絶つ<sup>(三)</sup>の必要なかるべし例へば此の如

き國家若くは地方に強いて共同墓地の制を設け或は唯一の教派行はるゝ地方に共同或は宗派の臭味なき學校を起し又は教會と學校との從來の關係を離間するの制を定むるが如きは却て國家自身の損害を生ずべきものなるが故に決して希望すべきものにあらざるなり<sup>(三)</sup>

(一) 千八百五十年公布普漏士憲法第十四條に曰く國家の制度にして教事勤行と相關聯するものなるときは(例へば日曜祭典の規定)第十三條に保障したる宗教自由を損する事なく基督教の定むる所に據り之を定むべし

(二) 教會と學校との關係を詳説するは本書編成の目的上此編に論ずべきものに非ず本文に所謂學校とは國家の營造物として國家監督の下に在るものを云ふものにして教會の監督するものを云ふにあらず、宣誓に關しては「一六三」のへを見よ

第二の原則即ち教會其他の教社は自己の組織及行政に關して

全く獨立なりとの原則に據るときは國家は教會との關係上一の特別なる主義を構成するものなり即ち其主義とは神裁政治、教門政治或は國教政治とは全く其本質を異にするものにして其特性とする所は往時未だ充分に了解せられざりし國家と教會、教社とは各其本質を異にするの理を現實にし且つ之に依りて以て良心自由の原則を實施せんとする點にあり

(一)『マルテンス』は此主義を名付けて法治國説と云ふも是れ穩當ならず何となれば法治國とは凡て法律制度に依りて國家問題を律するものなるが故に本文に論じたる主義より生ずべき思想は必ずしも常に法治國の意義上法治國に隨伴すべきものにあらざればなり又彼れは中古に於て教主の專權に對し諸國の反抗ありたるを以て直に法治國たる趨勢を見るの第一證據と爲すと雖も是れ畢竟國教主義の觀念に本く現象たるに外ならざるなり

此主義たる教會を以て國家主權の下に置くものなれども是れ

國家教會對等主義と異なる要點なり一方に於ては其主權の行動を制限し共同崇神の結集たる性質に本き必しも各箇教社の趣旨によらず教社事件たらざるべからざるものは一に教會の規制に委ぬべきものとせり而して國教主義の此の主義と異なる點を擧ぐれば國教主義は國家と教會とは各々其本質を異にするものなるを覺知せず國家自ら或る教會の爲すべきとを爲し又教會の範圍と國家の範圍とを區別する必要を認めず却て國家は其欲する所に從ひ其主權を擴充して教會内部の統治をも爲し得べきものとするに在り

教會及教社を獨立せしめて自から事を處理せしむべしとするの原則は獨逸に於ては千八百四十八年の變動以來國家教會分離説と共に全然實現せられ普漏士は已に千八百四十八年此主義を公示し『ワルデック』は今日尙現行の法律に於て之を認め而して『へ

ツセン<sup>(三)</sup>は一般に『オルデンブルグ』<sup>(四)</sup>は新舊基督教會及び法人の権利ある教社に對し『バーデン』<sup>(五)</sup>は兩基督教會に對して判然之を認承したり『ウエルテンベルヒ』及索遜に於ては法律上之を公認したりと見るべき點なしと雖ども其最近の立法上舊教々會の位地を規定するに就ては亦此主義に依據したり此の如く國家が此主義を承認する上に於ては明かに憲法を以てするものと只直接若くは間接に法律上の規定を以てするものとの二あり而して此兩者の間には法律上著しき差異あるものなり即ち第一の場合に於ては此主義は後來教會に關する事項の立法上常に標準となるべきものにして憲法を變ずるにあらざれば決して之に反くと能はざるものなりとす

(一) 千八百四十八年十二月五日公布憲法第十二條(千八百五十年一月三十一日公布の憲法第十五條も亦同じ)に曰く新教及羅馬舊教の

教會并に其他の宗教組合は自から自己の事件を整理すべく其教儀教育慈善の目的の爲めには寄附財團營造物及基本財産を所有利用するを得べし千八百七十三年四月五日の法律は此條項を解説敷衍し各教會及教社は凡て國法を遵奉し且法律の規定に本づく國家の監督を受けざるべからずとせり而して此條項は千八百七十五年六月十八日の法律に依りて廢止せられたるも往時の國教主義に基づく規定は之が爲め復活したるにはあらざるや勿論なり(千八百七十四年及千八百七十五年『ヒンシウス』著普漏士教會法を參照とすべし)又普漏士が千八百七十五年六月の法律を以て舊教々會に對し此主義を拋棄したるものにあらざることば『ゴルテル』著前記の書第四百二十七頁以下を參照すべし其他獨逸小邦往時の憲法にして此原則を採用したるものあれども別に之に費せず

(二) 千八百七十五年四月廿三日の憲法は大體に於て普漏士憲法の規定に異なる處なきも別に但し一般の國法に従ふべしとの項を加へたり

(三) 千八百七十五年四月二十三日の「法律上教會の位地」と題する章の第七條に曰く新教及舊教々會其他宗教上の團體は自から自己の事件を整理し國法及國家の監督に服従すべしと

(四) 千八百五十二年十一月廿二日の憲法第七十八條第一項に曰く「各宗教組合は國法を侵害せざる限り自から自己の事件を整理すべしと千八百六十七年十二月三十一日の澳地利憲法第十五條も亦之に類する規定なり曰く法律上公認せられたる教會其他教社は教儀公行の權を有し自己の事件は自から之を整理し教儀教育慈善の爲めには營造物寄附財團及基本金を所有利用するとを得但し各教社は同じく普通國法に服従すべしと

(五) 千八百六十年十月九日の法律第七條に曰く「新教及舊教々會」は自から自己の事件を隨意に整理すべし

(六) 千八百六十二年一月三十日の「ウールテンベルヒ」の法律及千八百七十六年八月廿三日索遼の法律

『バイエルン』は別に規定なく國教主義に依れる従前の法律あるのみ

『エルザスロトリンゲン』に於ても亦現世紀の始め以來佛蘭西の法律今尙効力を有す

斯の如く國家は教會及宗教組合に獨立の權能を附與するも決して彼れに對し主權を拋棄したるものにあらずして、其主權は依然として國家に屬す故に國家は法律を以て教會及教社が自から自己の事件を整理するの範圍を區劃するを得べく各教會の意見の如きは決して國家を羈束するの効あるものにあらざるなり若し夫れ教會にして國家の權内に屬すべき事件を自からせんと望む如き例之ば教師の民事及刑事の裁判權を得或は其信徒に對し世間的刑罰を適用せんとするの要求の如きは縱令其請求が教義に基きたるものなりと雖も直に之を排斥して毫も假借する所あるべからず是の故に教會機關の行爲にして其劃定せられたる範圍を超越したるものあるときは其行爲は則ち全然無効たるもの

にして國家の範圍に於ては勿論當該教會又は教社の範圍内に於ても此の効力あるものにあらざるなり

然らば則ち如何なる事項を以て教會教社の自由行政に委任すべきか是れ其事項の種類に依りて説明判別すべきとなりとす蓋し彼れの特別なる性質固有の思想に就て其國家に關係する所あるを顧慮せざるべからざればなり

此には只國家が教會に放任すべきものとして見る可きものは通常信仰の範圍(前項及二六二)に示したる範圍(教儀の範圍及び之に付き教會の自由行動に須要なる諸般の設置なりと云ふに止むべし

國家と教會とが各其本躰を異にするものなるを認承して之を實行するに付ては此兩者間の關係は單純なる躰様を以て律すべきものにあらず或は國家は教會及教社に對して超然の地位を

占め彼れをして其範圍内に於ては全く自由に統治せしめ而して彼れを遇するは他の一般の組合と同一にするを得べし是れ即ち國家教會分離主義なる語辭の普通の意義より當然推知するを得べきとなり

(一)『マルテンス』は其所謂法治國たるの性質を有する國家にして尙特に教會分離を計畫實行せざるべからずとすれば即ち法治國の何たるを解せざるの説なりといへり

又或は國家は教會教社の或者に特別なる地位を付與し之を私人組合若くは私法人と別異することを得べし右第一の主義は國家教會一致主義即ち教國主義及國教主義の二政躰に對し絶對的反對の地歩を占むるものにして學說上此兩極端の中間の地位に立つて折衷の説を執るものは則ち此第二の主義なり然れども此主義たる亦畢竟國家教會分離主義の一種たるに外ならず輓近獨

逸に於て國家教會の分離を見たるも亦此第二の主義によりたるものとす是れ蓋し一方に於ては國家と教會とを全然分離するの學說盛に行はれ他の一方に於ては此學說に藉口して舊教徒が千八百四十八年前成立したる國教主義に對して暗に教國主義の實行を期せんが爲め反對運動を爲したるの結果なりとす

第四項 所謂公の社團法人たる基督教會の地位

〔三〇〕 國家が教會に對し前述の如き態度を採る場合に於て從來世人は其教會此に論ずる所に關係を有するものは新教及び舊教々會のみなりの地位を稱して或は公の社團或は公法上の社團又或は特權ある社團と云ふを以て例とせり

此名稱は二方面より觀察し之を正當と認むることを得ず蓋し一方に於ては教會を以て國家制度の一部と見做したる往時の國

教主義に於ても教會は兎に角特別なる組織を有し私法の地盤上に存せずして寧ろ公法の範圍内に其地位を占め且つ數多の特權を附與せられたるものなればなり當時普漏士普通國法が三箇の基督教會を公認の教社と認め特權を有する法人となしたるは正當のと云ふべし又一方に於ては教會を以て一般社團法人の中に列せしむるを得べきや否や是れ頗る疑ふべきことなり殊に私法上教會を以て法律上の人格あるもの則ち法人と認むるは各國皆然るに非ず例へば普漏士及び『バイエルン』に於ては舊教々會全軀を以て法人と認めざるなり

熟々基督教々會の本軀及意義を案ずれば從來の如く彼れを名づけて社團法人と云ふは正當ならず寧ろ一箇の營造物と云ふを至當とす蓋し教會なるものは所屬の信徒全軀を統一の組織軀或は團軀に組成したるものに外ならずして此結合軀には決して社



團法人たるの性質あるものにあらず抑々教會なるものは此關節より編成せられ而して又其關節に據りて保持せらるゝものなりと雖も而も一定不變の目的詳言すれば神慮に出でたる目的を有し之を實行しつゝあるものなり教會外部の形成及此結合體の組織は皆此目的に従屬し且つ此目的の實施履行の爲めには其機關は勿論凡て信徒は皆羈束せられ居るものなり又彼等は決して此目的に疑義を容れ或は此目的を變更すべき單一なる共同意思を有するものにあらず只此目的に従て其用に立つべき意思を有するに過ぎざるなり是れ則ち夫の舊教憲法の如く結合體及其意思は機關之を代表し而して其機關をして信徒に左右せられざる獨立の權能を有せしめ得たる所以にして又其機關は例へば教主教監の如く結合體以外に超脱する理由即ち神の任命に出でたるものとして認められたる所以なりとす

私法上の寄附財團の目的が其財産に對し其機關に對し又關係當事者に對し絶對的に之を羈束するの力を有すると同じく私法以外に於ても亦或目的が外形上の結合體を支配し凡て其結合體の行爲及其行爲執行の局に該る機關を羈束することあるものなり

而して之を名付て寄附財團と云ふときは全く私法上の意義となるが故に寧ろ營造物と稱するを穩當なりとす基督教會の如き主として此類に屬するものなり殊に舊教々會の組織の如きは此の意義を最も明瞭に表示するものなり何となれば其機關は總人格の各關節とは全く獨立なるものにして而して此總人格なるものは共同人を組織すべき人格ある結合體として顯はるゝものにあらずればなり往時獨逸に於て新教々會の組織が總て聯邦領主、教務局及び各宣教師に依りて構成(教義に本きたるにあらずして

全く沿革上の關係に本<sub>(一)</sub>きせられたることあるはこれ亦夫の意義を表章する好例なりと云ふべし又現今獨逸に於ては其例なきことなるも新教々會が全く教會代表の制に依りて組織せられ從て其憲法が外觀上法人の憲法たる如き觀を呈するものありとするも彼れは尙其行動の基たるべき一定不變の目的に箝束せられ且つ此の目的を達するに欠くべからざる教職を置くの必要あるものなり又彼れは他の法人と同じく機關を編成し各員をして廣く教會行政上に干與せしむるととするも是れ又教會の營造物たる性質に何等の影響を及ぼすことなし何となれば斯くするも教會の共同意志は教會の目的に依りて定められたる範圍を超脱する能はざるものなればなり<sub>(二)</sub>

(一) 私法上寄附財團の機關が享益者より成るときと雖も寄附財團たる性質に何等の變化を生ずることなし現今獨逸大學は營造物或

は寄附財團なりと雖も然れども尙法人的の憲法を有す

是に由て之を觀れば古來の常用語即ち公の法人なる語は宜しく之を廢し<sub>(三)</sub>代ふるに公法上の營造物なる語辭を以てするを至當とす

(二) 羅馬帝國に於て常に公の法人なる文字を使用し又後世に至りても寄附財團及營造物なる語辭なかりしを以て亦夫の文字を使用したるとに就ては『ギルター』著獨逸組合法第三卷百十七頁以下を参照すべし

獨乙各邦多くは基督教の大教會に此の地位を附與し殊に或る國例せば『バーテン』<sub>(一)</sub>及『ヘッセン』<sub>(二)</sub>法律に於ては普漏士若くは『バイエルン』法律の如く國教主義の時代に屬するものにあらざるも尙明かに『公の社團』たる性質を有するものと認めたり

(一) 千八百六十年十月九日の法律第一條に曰く合同新教又は羅馬加特力教會は公の法人にして公に神を尊信するの權利を有す

(二) 國家に於ける教會及教社の地位と題する千八百七十五年四月廿三日の法律第一條(前項「ペーアンの」法律と同文なり)

公の法人の本質は那邊にありや殊に基督教々會の公法上の營造物たる本質は如何なるものなりや今此の問題を設けて之を研究すべし

此問題を解する者或は曰く教會は國家が獎勵し及び經營する目的と同一なる目的を有するとは是れ其本質なりと或は曰く法律規定によりて教會は其目的上全く國家と同等なるものと認めらるゝ是れなりと或る者は別に説を爲して曰く教會は國家より種々の特權を附與せられ居ると即ち是れなりと前二説の云ふ所共に法律上の標章にあらざると明かなり何となれば其説や啻何の故に國家が教會を公の法人若くは公法上の營造物として取扱ふやと云ふの理由を示すに過ぎざればなり第三説に至つては多少

法律上の性質なきにしもあらざれども其法人たる或は公法上の營造物たる意義を判然たらしむる爲め其特權は如何なる内容なるべきやと云ふ必要の疑問に説き及ぼさざるが故に亦未だ以て充分の解説と云ふを得ざるなり

輒近に至り唱道せられたる新説あれども其説に依れば公法人たる性質は各邦法律中一々公けなる法人の性質を含む箇條に付き詮索せざるべからずと云ふにありて各邦法律上の各特權を概括すべき全體に通ずる觀察點を欠くものなるを以て是亦前説と同様の批難あるを免れず

右の批難は暫く措くも斯かる方法を以てしては到底満足なる解答を得べからず

今現今の各邦法律上教會に附與せられたる特權を擧ぐれば左の如し

一、全く私法の範圍に屬する特權、財産を有し得る特權即ち法人の資格を認むるとは之に屬す此特權は少くとも教會の箇々重要な諸機關に附與せざるべからざるものにして舊教々會に於ては教監管區、牧師管區、牧師領及其他の諸領寄附財團にして新教々會に於ては牧師管區或は教團、公認教會の一般基本財産及各邦内に團結せる新教の國定教會是れなり尙此他財産處分上に關する特權即ち普通法上及該法に據りたる特別法を以て定められたる時効、遺贈并に原狀回復に關する特權亦之に屬す

總て是等の特權及法人たるの權能を附與するとは元來私法の範圍に屬するとにして其法人若くは公法上の營造物たるべき意義に就ては別に問ふを要せざる事柄なり且つ又此の特權あることは未だ其結合體をして法人或は公法上の營造物たらしむるに能はざるものなりとす<sup>(一)</sup>

(一) 或る教社は其各箇機關に於て法人權を有するも而も明かに公法上の地位を有せず例へば普漏士の『メノニローテン』派及『パプ・チステ』派の如き是れなり又他の人たる者にして尙此の如き特權を有するとあり例へば未成年者の如し

二、第二に教會が信仰及教儀上刑法に依り特別の保護を享くるとは彼れが公法上の地位を有するの標章となすべしとは世人の多く唱道する所なれども此の保護は決して彼のみに限りて特有するものにあらず他の教社と雖も亦此の恩典に浴するを得べし現に帝國刑法は基督教の大教會と全く同等に他の法人權を有する教社を保護せり

三、又夫の本質と見るべきものは教義を公然に行ひ得べきと特に塔鐘の如き公然たるの記章を使用する權ある裡に存すと所謂公然教義を行ふとは其意義不明瞭たるを免かれずと雖も此の如